

平成30年第1回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年3月6日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 益子純恵君 | 2番 | 小川正典君 |
| 3番 | 佐藤勇三君 | 4番 | 鈴木繁君 |
| 5番 | 石川和美君 | 6番 | 益子輝夫君 |
| 7番 | 大森富夫君 | 8番 | 益子明美君 |
| 9番 | 大金市美君 | 10番 | 岩村文郎君 |
| 11番 | 川上要一君 | 12番 | 阿久津武之君 |
| 13番 | 石田彬良君 | 14番 | 小川洋一君 |
| 15番 | 塚田秀知君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------------------|-------|------------|-------|
| 町長 | 福島泰夫君 | 副町長 | 岡由樹夫君 |
| 教育長 | 小川浩子君 | 会計管理者兼会計課長 | 山口守君 |
| 総務課長
選挙管理委員会書記長 | 橋本民夫君 | 企画財政課長 | 佐藤美彦君 |

税務課長	笹沼公一君	住民課長	薄井桂子君
生活環境課長	大武勝君	健康福祉課長	立花喜久江君
子育て支援課長	稲澤正広君	建設課長	穴山喜一郎君
農林振興課長	坂尾一美君	商工観光課長	板橋了寿君
小川出張所長	藤田善久君	上下水道課長	田代喜好君
農業委員会 事務局長	大森新一君	学校教育課長	薄井健一君
生涯学習課長	益子雅浩君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高林伸栄	書記	岩村房行
書記	長家佳奈子	書記	村上明美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回那珂川町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（塚田秀知君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願いたいと思います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚田秀知君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、大金市美君及び10番、岩村文郎君を指名します。

◎会期の決定

○議長（塚田秀知君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から16日までの11日間としたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から16日までの11日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（塚田秀知君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

最初に、陳情の取り扱いについて報告をいたします。

今期の定例会前の所定の日までに提出があり、受理した陳情は、お手元に配付した陳情等文書表のとおり、「飯塚邸活用に関する陳情書」1件であります。この陳情につきましては、去る2月27日、議会運営委員会に諮り、教育民生常任委員会に審査を付託することといたしました。

次に、12月定例会から今期定例会までの行事等について報告いたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりであります。主なものを申し上げます。

12月12日、環境保全協定に関する勉強会を開催しました。町と県が締結する環境保全協定に関し、どのような協定内容が適当なのか、そのポイントを勉強するため、講師を招き開催したものです。

次に、1月29日、鹿沼市議会新庁舎整備検討特別委員会が新庁舎の整備に係る視察で来庁されました。新庁舎の概要、建設経緯等についての担当者説明に続き、庁舎見学をしていただき、質疑応答を行いました。鹿沼市の庁舎建設の参考になったら幸いと思っております。

次に、2月1日、埼玉県横瀬町議会が行政視察で来庁されました。内容は、デマンド交通及び地方創生総合戦略の概要の調査であります。担当者の説明に続き、質疑応答を行いました。横瀬町の行政運営に役に立ったら幸いと思っております。

次に、栃木県町村議会議長会の第3回議長会議が2月16日に宇都宮市の自治会館で開催されました。読売新聞東京本社編集局企画委員の青山明久氏の講演会に続き、平成30年度栃木

県町村議会議長会事業計画（案）及び一般会計予算（案）が協議され、原案のとおり可決しました。

次に、2月22日、山形県朝日町議会が行政視察で来庁されました。内容は、イノシシの被害対策と利活用に関わるものでした。担当者の説明に続き、質疑応答を行いました。近年、朝日町においてもイノシシの被害が出てきたため、増加することを懸念し、当町の行政視察に来られました。会議終了後、イノシシ肉加工施設を見学して帰られました。

次に、12月定例会以降、議長へ報告のあった行事等について、主なものを申し上げます。

まず、南那須地区広域行政事務組合議会ですが、2月23日に平成30年第1回定例会が開催されました。付議事件は、平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算や病院事業会計予算など、9議案の審議であります。平成30年度の一般会計予算は23億8,700万円で、前年度に比べて7,300万円の増額であります。また、病院事業会計予算の規模は32億900万円です。審議の結果、9議案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会の開催状況ですが、12月12日から議会報告会のまとめのため、各常任委員会を開催いたしました。議会報告会の状況につきましては、2月10日発行の「議会だよりなかがわ」第50号に掲載をいたしました。

また、議会広報特別委員会につきましては、議会だより第50号編集のために3回ほど開催しました。

議会改革特別委員会につきましては、これまでの活動を総括するため、2月15日に小委員会を開催し、2月26日に本委員会において報告書をまとめたところであります。

最後に、議会運営委員会につきましては、2月27日開催し、今期定例会の審議等について協議をしました。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わりとします。

◎行政報告

○議長（塚田秀知君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、おはようございます。

平成30年第1回定例会にご出席をいただき、ありがとうございます。

ことしの冬は、数年に一度発生すると言われていたラニーニャ現象の影響を受けて、冬型の気圧配置が強まり、日本海側や北日本は大雪や突風等による被害が発生しました。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。

第23回冬季オリンピック平昌大会は、17日間に及ぶ熱戦が繰り広げられ、日本選手団は金4個、銀5個、銅4個と史上最多の13個のメダルを獲得し、国民に勇気と感動、そして元気を与えてくれるものとなりました。

町内においては、1月下旬から地下水の水位低下により水不足が発生しております。さまざまな対処を講じておりますが、まだ十分に回復していない状況であります。町民の皆様には、節水等ご不便をおかけいたしておりますが、ご協力をお願いいたします。

それでは、12月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

12月14日、国土交通省職員等が来庁し、新那珂橋跡地の現地視察が行われました。

また、2月7日には、新橋等整備促進協議会において、谷田会長初め協議会代表者5名により、県に対する要望活動を行いました。

12月15日、那珂川消防署に高規格救急車が配備され、納車式が行われました。

12月20日、小沼功一元代表監査委員が総務大臣表彰を受けられ、町長室において伝達式を行いました。小沼氏におかれましては、地方自治法施行70周年記念監査事務功労者として表彰されたもので、11年余の長きにわたり、町代表監査委員としてご尽力くださいました。

12月28日、北海道日本ハムファイターズ石井一成野球教室が開催され、石井選手が小・中学生に打撃や守備の技術指導を行いました。野球教室終了後には、役場に来庁され、昨シーズンの活動報告とともに、スポーツ振興に活用してほしいと、ふるさと納税の寄附をしてくださいました。

1月9日、栃木県公館において、農業士・名誉農業士認定式が開催され、谷田の星一明さんが栃木県農業士に、岩村文郎さんが名誉農業士に認定されました。お二人には、今後も地域農業のリーダーとしてご活躍されることを期待しています。

1月10日、大内の露久保一夫さんが、とちぎ米1コンテストなすひかりの部において、大賞を受賞、また、1月22日には（株）夢創造の野口勝明さんが第27回栃木県イメージアップ貢献賞産業経済貢献賞を受賞され、それぞれ報告に来庁されました。

2月16日、那珂川町ブランド認定証交付式が行われました。新たに認定された商品は、ポイラーの余剰熱を利用しハウスで栽培され、JRの豪華寝台列車「四季島」でも提供された(有)鈴木材木店の「なかよしマンゴー」と、町特産品のイノシシ肉八溝ししまるをおいしく味わうために開発された関東ユウキ食品工業(株)の「猪のタレ」の2品目です。

今回の認定で、町のブランド認定品は31店舗、38品目になりました。

2月22日、那珂川警察署大山田下郷駐在所の開所式が行われました。下郷駐在所は、町北東部の大山田上郷、大山田下郷、健武地区の地域安全のため、なくてはならない存在であり、このたびの新築を契機として、地域住民のさらなる安全・安心の確保につながるものと思っております。

2月26日、あじさいホールにおいて、産学官連携事業「なかがわ学」発表会が行われました。町の地域資源などについて学んだ中・高校生や帝京大学の学生が学習成果を発表・報告し、町の魅力を再認識できるすばらしい内容のものでありました。

3月3日、馬頭西小学校の閉校式が行われました。馬頭西小学校は、今月末をもって閉校となりますが、新年度からは馬頭小学校において新たな歴史を築き始めます。町としても子供たちの安全や通学等について、十分意を尽くしてまいりたいと考えており、子供たちも学習面、運動面で大いに力を発揮してくれるものと信じております。

終わりに、本定例会には、議案では人事案件のほか、条例の制定や改正、平成29年度補正予算、平成30年度各会計当初予算など、52議案を提出しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長(塚田秀知君) 行政報告が終わりました。

◎一般質問

○議長(塚田秀知君) 日程第5、一般質問を行います。

◇ 川 上 要 一 君

○議長（塚田秀知君） 11番、川上要一君の質問を許可します。

11番、川上要一君。

〔11番 川上要一君登壇〕

○11番（川上要一君） 皆さん、改めましておはようございます。

平成30年第1回的那珂川町議会定例会、一般質問のトップバッターになります。

このすばらしい八溝杉の香る議場に、一般質問できますことをうれしく思います。

さて、3月、第1回の定例会となりますと、先ほど議長の挨拶にもありましたとおり、7年前の東日本大震災、ちょうど議会の予算審査特別委員会の中日でありました。小川庁舎3階でありましたので、今まで経験したことのないような烈震に襲われまして、事務局にあった戸棚や書棚、あとはパソコンが本当に散り散りばらばらに吹っ飛んだというような、大変な烈震でありました。その後、津波が押し寄せてきたわけですが、それによりまして、福島原発の大爆発がありまして、いまだに被災者の方々が帰郷できない、または被災住宅、公営住宅で、本当に狭い中に暮らしているということでもあります。一日も早いそれらの皆さんの帰郷を願うばかりであります。

また、ことしは30年、40年に1回の大豪雪ということで、西日本、北陸地方、東北地方、北海道、本当に3メートル、4メートルという、もう本当に考えられないような豪雪でありました。亡くなられた方々も多くいます。被災された皆さんに、亡くなられた方に哀悼の意と被災された方々にお見舞いを心から祈るものでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

3項目を質問させていただきます。

第1項目、運転免許証の自主返納について質問をいたしたいと思います。

高齢者の自動車等の運転による事故は、今まで本当に長い間、善良な市民であられました高齢者が、一瞬の過失によりまして高齢者自身が加害者になってしまうという、大変高いリスクを抱えております。このような報道が毎日のようにテレビで流されており、非常に残念なことであります。

これらの対策として、今、全国規模で、または県、また町で、高齢者の運転免許証の自主返納の支援促進に向けた具体策が必要であろうということで、全国で展開をされていることとでございます。

そこで次の3つについて質問をしたいと思います。

那珂川町の高齢者の運転免許証の自主返納の現況について、まずお伺いしたいと思います。

次に、高齢者の運転免許証自主返納支援促進に向けた施策はいろいろ考えられるわけですが、例えば、運転免許証返納により交通手段をなくした高齢者への交通優遇策や、町の商工会と連携した町内での買い物優遇施策等々、本当にいろいろあると思います。他市町でもいろいろな施策を展開しております。那珂川町として取り組める具体策が今考えられておるようでございますから、その詳細をお伺いしたいと思います。

最後に、自主的に運転免許証を返納した場合、警察において公的身分証明書、これはそれまでは運転免許証で証明書として使用されるわけですが、運転免許証を返納された場合、それにかわる運転経歴証明書、これが発行されるわけですが、発行手数料として1,000円かかります。高齢者に対する運転免許証自主返納支援促進策として、これらの1,000円を助成してはどうかと考えますが、それらについてお伺いをしたいと思います。

以上、第1点目の運転免許証自主返納について質問をしたいと思います。

よろしく願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 運転免許証の自主返納についてのご質問にお答えをいたします。

道路交通法の一部改正に伴い、平成10年4月1日から施行されております、申請による運転免許の取消しについては、一般的に運転免許証の自主返納と呼ばれております。

現行の制度では、運転に不安を感じる、自分で運転する必要がない等の理由がある方で、一定の条件を満たす方は運転免許証の自主返納を申請することができます。審査等により、本人の免許の取り消しが可能となった場合は、申請による運転免許の取り消し通知書が本人に交付されるものです。

まず1点目、運転免許証自主返納の状況についてですが、平成27年度が20名、平成28年度が39名、平成29年度2月1日現在で37名となっており、年々増加しているところです。

次に2点目、町として取り組める具体策についてですが、来年度からの新規事業として、那珂川町高齢者運転免許証自主返納支援事業を4月より実施する予定です。支援内容につきましては、町内の65歳以上の自主免許返納者で、町に申請のあった方に対して、デマンドタクシー「なかちゃん号」の利用回数券を20枚と、2,000円程度の支援事業記念品を交付することとしております。

次に3点目、運転経歴証明書発行手数料の助成についてですが、4月からの自主返納支援事業には含まれておりません。県内市町の支援事業を確認いたしましたが、手数料に関しま

しては助成を行っている市町はございませんでした。しかしながら、県外では市町村または安全協会が助成を行っている事例もありますので、今後も県内外の支援内容を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 11番、川上要一君。

〔11番 川上要一君登壇〕

○11番（川上要一君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、小さい項目一つ一つ質問させていただきます。

まず、当町における自主返納の現況についてということで、ここ3年の実績を今答弁を受けましたが、年々増加をしております。20名、39名、2月1日現在で37名ということですから、これらも去年よりは超えると思うんですが、那珂川町で免許証を持っている高齢者の割合にしては、多いかといえ、なかなかそうとは言えないと思います。とはいっても、この那珂川町では、公共交通というものがこの免許証を返納した場合、本当に足をもぎられたのと同じような状態で、大変なことになるということだと思えます。自主返納には本当に覚悟が必要であります。

道交法の改正によりまして、運動機能の検査プラス認知症の検査も今加わっておりますので、それらによりだめだというような医者判断が下されれば、各高齢者の方々はあきらめて、返納するかということになると思うんですが、まだまだ元気な方々、高齢者も多くいますから、農業をやっている方々も高齢者でございます。いろんな野菜や農産物を農協の出荷場に持って行くのも軽トラで毎日運んでいるという状況もあります。

これは、川上さん、質問をするんだっただけ言っただけというようなことも言われていましたので、それら高齢者の自主返納した後の対策を、デマンド交通の20枚の優遇配付ということでありますが、それらにも足して、具体的にそれらの農産物を出荷場までどうやって持っていけるかということも、JAや、もちろん町のバックアップも加えて、例えば創生なかがわの事業の一つとして、それはもう輸送方法の一つとして、高齢者の農業者を助けていただけないかと。それはもう解決すればこの自主返納は極端に進むんだと思えます。それらも本当に自主返納した後のことが心配で、なかなか返納ができないということでもありますので、本当に細かい対策にはなると思いますが、それらも今後検討していただくと幸いです。

1番目の自主返納の現況については町長の答弁で納得いたしました。

次に、(2)の高齢者の運転免許証自主返納支援に向けた施策、これも今申し述べたとおりでございますが、具体策として今年度は、この後の議会の議決が通れば、4月1日より返納者が、申請があればデマンドの優遇券20枚を配付するということでもあります。他市町の、他県もありますが、いろんな施策が展開されております。先ほども言いましたが、町内で買い物をする高齢者が優遇措置5%とか何%割引くというようなことも、商工会とタイアップした事業であれば展開できるんじゃないかなというふうに、それはもうやっている自治体もございますから、今後第1策としてはデマンド交通の20枚の優遇施策であります、それらに加えて第2策、第3策を考えて展開していただきたいと思っております。

それから、第3番目に入ります。

自主的に免許証を返納した場合、公的身分証明書として経歴証明書が発行されますが、発行手数料としては県内ではその1,000円を助成している町はないということでもあります。ほかの県では、安全協会とか町もバックアップしているという事例もあります。ことしは議決がなされれば4月から2,000円程度の記念品が贈られるということでもありますので、それらもその一つの施策の展開なのかなというふうに理解をいたします。

今後、いろんなことを解決して、高齢者が本当に大変な事故の加害者にならないような施策をとっていかねばならないと思っておりますので、これは費用対効果というものじゃないと思っております。命がかかっている施策になりますので、予算はかかるとは思いますが、その施策を展開するのに、ほかのいい事例も調査検討しながら進めていっていただければと思っております。

それでは、第1番目の運転免許証の自主返納については、初めに質問を立てる段階では、町の施策がちょっとわからなかったものですから、第1策目として町でも施策があるということでありましたので、途中から質問を変えさせていただきましたが、ありがとうございます。そのように今後も調査検討を進めながら、展開をしていただきたいと思っております。

それでは、大きな2番に入ります。

AED設置のさらなる充実と救命講習会についてに入ります。

町の主な施設へのAED設置は、県内他市町村に先駆けて当町では充実しております。現在23器のAEDが町のいろんな施設に設置されております。

そこで次の点についてお伺いをいたします。

まず、心肺停止状態での蘇生は1分1秒を争います。今、テレビでも放映されていますが、1分蘇生が遅れると、救命率が10%下がるということが今テレビで流れております。そのような本当に大変な影響があるということでもあります。蘇生後の脳等の後遺症の症状にも大き

く影響すると言われております。

消防署より救急車が出るわけですが、救急車が出発して、たまたま遠隔地でそのような町民の方が倒れたというようなことになると、相当時間がかかってしまいます。15分、20分かかかる遠隔地もございます。そのような場所では町の施設ありませんから、AEDも設置されておられません。そのような場所、遠隔地の集落公民館、または公民館長宅にAEDを設置させてもらって、万が一のときの救命に役立ててほしいというのが考えるところでございますが、この点、町の考えをお伺いしたいと思います。

2番目に、AEDの使用講習会や救命講習会は、那珂川消防署において各団体等の要請によりまして受講できます。救命講習の受講は、1回より2回、2回より3回受講することによって、いざというときに成果が発揮されるということでございます。

救命にまさに結びつくとのことでありまして、この受講は、特に若い世代、小学校高学年5、6年生から中学生の受講がさらに効果的だということが専門家から言われております。中学・高校への受講は、消防署から出張講習会が実施されております。そこで、その下の5、6年生の講習会を、小学校でもカリキュラムが本当に逼迫しておりますので、大変なスケジュールだと思うので、親子での講習会を週休のとき、夏休み、冬休みに受講できないものかということで、町教育委員会のお考えをお伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） AED設置のさらなる充実と、救命講習会についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、消防署より遠隔地の集落公民館等への設置についてですが、現在、町で設置しているAEDは、公共施設、学校、こども園、体育館、温泉施設と23カ所あります。また、消防署で把握しています民間事業所、病院、福祉施設等の設置が37カ所で、合わせますと町内には60カ所設置してあります。いずれもホームページ等で公表されていますが、万が一の救急時に利用するには、発生場所、時間帯、救助の手があるかなど条件に影響され、また、その場に居合わせた方々の認識や行動が大きく関与しますので、機会があるごとに設置場所のお知らせと、自治公民館活動の中での救急救命法及びAEDの操作方法の講習会開催など、さらに普及に努めてまいりたいと考えます。

また、保育園や小学校の統廃合により、現在全体的な設置場所の見直しをしております。国より示されたAED設置に関するガイドライン等に基づき、また遠隔地の集落公民館への

設置等のご意見等を参考に、効果的、効率的に利用できるよう考慮した設置を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 教育長。

〔教育長 小川浩子君登壇〕

○教育長（小川浩子君） ご質問の2点目、救命講習の受講についてのご質問にお答えします。

現在、救命講習会については、毎年、全小・中学校の教職員を対象に、AEDの使用方法も含めた心肺蘇生法を中心に、消防署職員を講師として、プールの授業が始まる時期に実施しております。また、児童を対象とした講習会は、一部の小学校で6年生を対象に実施しておりますが、全体的に実施していない状況であります。中学生については、保健体育の授業で教科として学習しております。

なお、救命講習には、救命入門コースと普通救命講習があり、講習時間は90分から最大4時間のコースがあります。救命入門コースの受講対象者は、おおむね10歳以上としており、講習時間は90分で、小学校高学年を対象としております。普通救命講習は、段階に応じて3時間、4時間の講習時間が必要であり、主に中学生や教職員が対象となっております。全体的な指導項目としては、応急手当や心肺蘇生法、大出血時の止血法などの講習となっております。

議員ご指摘のとおり、救命講習については、継続して複数回受けること、また親子で受講することで、より共有できることから、より身近なものとして緊急時に役立つと考えております。

小学校高学年への親子での救命講習会については、今後、生涯学習課との連携も含め、学級活動やPTAの親子活動の中で実施できないかを含め、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 11番、川上要一君。

〔11番 川上要一君登壇〕

○11番（川上要一君） ありがとうございます。

このAED設置の導入は、2005年12月の定例会において一般質問させていただいて、町当局から、救命は非常に大切なことであるので、その救命率を上げるために導入することで検討するというご答弁をいただいております。即、町の施設に設置させていただいて、現在の

23台のAEDが町の各施設に設置されているということではありますが、その後このAEDが必要ということが、民間の施設、病院、旅館施設、あとはコンビニ、スーパー等に、本当に細かく設置しております。

先ほど申したように、1分1秒を争う救命でありますので、中心部に町の施設とか、そういうコンビニとかそういう施設は集中しているわけがございますから、要は、数は少ないけれども、遠隔地の救急車が来るのに時間がかかるというところへのAEDの設置を特にお願いしたいということでもあります。場所は言えませんが、本当に遠いところは多くあります。

盗難とか維持管理というような、本当に問題もあると思うんですが、今は便利なものがありまして、屋外に設置ボックスをしつらえまして、その上にはドライブレコーダー的なもの、何か震動するともう映像化されるということがありますから、盗難対策や維持管理も大丈夫だというようなことも出ておりますので、それらも調査検討していただいて、町民一人一人の救命を、器具は使われないことがもう最高なんですが、何かあったときの救命に導入してほしいと思いますので、その点あと1回課長のほうの答弁をお願いします。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 1分1秒を争う救命ですので、そういうことがないほうが確かにいいことではありますので、その辺、発生した場合には命を救うということで対応できるような方法は考えていきたいとは思いますが、設置箇所に関しましては、先ほども申しましたように、町内、今、検討を再度しているところでございまして、ご意見等を参考にしまして、新しく設置した場所にはまたお知らせ等をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 11番、川上要一君。

〔11番 川上要一君登壇〕

○11番（川上要一君） 課長から積極的なご答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは、その2番のAEDが入って、その使用方法、救命救急の講習会、本当にこれが大切であります。先ほど教育長が申したとおりであります。AEDが来るまで何分かかっちゃいますよね、何ぼ近くにあっても。それまで蘇生の人工呼吸、マッサージというものが本当にこれは大切なことであるそうです。頭へ血液を回していくということでもあります。それはもうそれらの講習会を1回でもいいんですが、2回、3回と複数回受講することにより、いざというときにそれではということで、皆さん協力してくださいということで、心臓マッ

サージからAEDの使用まで使用できるというのが現実であります。

これはたまたま昨年、宇都宮で高校の父母会がありまして、そこでお母さんが1人倒れて心肺停止の状態になってしまいました。ホテルだったのでAEDは設置してあるんですが、やっぱり皆さん尻込みしてバックしちゃって、それではとAEDを使用できる人がいなかったらしいんです。たまたま当町関係者がいたもんですから、受講も何回かしていたもんですから、それで蘇生して病院に行って、何日か後には退院できたという、そういうことがありましたので、当町で消防署関係、また健康福祉課で折を見てそういう受講があつて、受講を受けたからこそそのそういう結果だったのかなというふうに誇りに思いました。

ですから、自信を持ってAEDを使用できる、マッサージをできるというのは、何回も何回もの講習会を受講しての結果でありますから、先ほど教育長が答弁されましたように、それも小さい段階から家族を守る、または仲間を守るというような観点もございまして、5、6年生からの受講が必要だというふうに、専門家も申しておりますので、先ほどの教育長の答弁のように、ご検討をいただければと思います。

教育長、何かあれば。

○議長（塚田秀知君） 教育長。

○教育長（小川浩子君） 今のお話の中で、十分承知しましたので、これから学校の現場ではなかなか時間というのがとれませんので、できれば夏休みとか、そういう休みを利用して、実は、ことですか、去年からですか、育成会で親子のというのを実施、募集したんです。30組ほど参加したそうです。そういうのもどんどん膨らませながら、学校と地域との連携を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（塚田秀知君） 11番、川上要一君。

〔11番 川上要一君登壇〕

○11番（川上要一君） ありがとうございます。

そのように積極的に進めていただければと思います。

それでは、大きな3番に移らせていただきます。

選挙の投票についてに入ります。

選挙の投票時間は、公選法で午前7時から午後8時までと定められております。例外的に市町村選管の判断でそれを前倒しすることができることとなっております。那珂川町選管でも、一昨年より投票日の投票終了時刻、投票所閉鎖時刻というらしいんですが、1時間繰り上げて、午後7時までとなりました。

そこで、投票時間及び投票方法について、次の点についてお伺いをしたいと思います。

まず、投票終了時刻を1時間繰り上げて午後7時までといたしました。従前の8時までの締め切りと比べまして、投票率等に影響があったかどうかお伺いをしたいと思います。

次に、投票終了時刻の繰り上げは、47都道府県で程度の差こそあれ、全ての都道府県で行われております。期日前投票が条件緩和されて、有権者の投票しやすくなったという現状を踏まえまして、投票日の投票所閉鎖時刻を2時間繰り上げまでは許容範囲と考えられますが、これについても当町の見解の考えをお伺いしたいと思います。

次に、移動投票所、これをワゴン車、あと小型のバス等を利用して行っているようですが、これは導入自治体の有権者の評判はすこぶる高評価のようであり、島根県のある町では、これは投票率全国1位、もう全ての投票で5本の指に入るぐらいの町なんです。そこでも導入しております。本当に田舎でありますので、各投票所から離れた集落までそれらのバスというか小型のワゴン車を走らせて、お年寄りとか交通弱者の有権者の皆さんを迎えて投票させるということが評価されております。

そこで、当町においても投票所の再編が、これは29投票所あったんですが、15投票所になりました。その再編により、投票所まで遠くなった地域・集落の集会所・公民館等に期日前投票のスケジュールというか、それを利用して移動投票所、これは1日いなくても、その場所で2時間かそこらの単位で移動しているみたいなんです。それらの方式を導入することによって、高齢者や交通弱者対策に大きく寄与でき、あわせて投票率の向上にもつながるものと考えますが、那珂川町選管の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（橋本民夫君） 選挙投票についてのご質問にお答えをいたします。

まず第1点目、投票時刻1時間繰り上げによる投票への影響についてですが、那珂川町におきましては、平成28年11月執行の栃木県知事選挙より、投票日当日の投票終了時刻を1時間繰り上げております。投票率の推移を見ましても、一昨年の栃木県知事選挙、昨年の衆議院総選挙ともに、期日前投票を8時まで行っておりますので、前の回とほぼ同じ投票率であり、1時間繰り上げの影響はほとんどなかったものと分析しております。

次に2点目、投票日の投票時刻、終了時刻、2時間繰り上げについてですが、1時間繰り上げを実施したのは一昨年の知事選挙からであり、その後、昨年の衆議院選挙、それから町議会議員の補欠選挙の計3回です。このことから、ことし4月に実施される予定の任期満了に伴う町議会議員選挙の投票率や、既に実施している茂木町の状況等を参考に、県選管のご

助言をいただきながら、選挙事務従事者や立会人の負担軽減と投票者に影響が出ないことを前提に、2時間繰り上げについても検討してまいりたいと考えております。

次に3点目、ワゴン車利用などによる移動投票所方式の導入についてですが、近年そのような先進例を見かけるようになりました。交通不便地域や過疎地域では、人口減少に伴う投票所統合にあわせて、移動期日前投票所を設けている自治体がございます。事例としても私たちが周知しているところでは、ワゴン車等を投票所にして各地区の集会所等を回り、1カ所一、二時間程度の期日前投票所を開設するものであります。車の運転をできない方が近くにきた投票所で投票ができるといった、先ほど議員がおっしゃられたとおりのメリットがあります。

一方で、移動投票所まで徒歩では遠い場合、車等で移動することになることや、移動投票所での二重投票のチェック等、選挙システムがまだまだ対応しておりません。それと、一番大事な投票の安全確保、投票用紙や投票箱の安全装置など、実施までには法令に沿ってクリアしなければならない事項がたくさんございます。

今後、先に実施されております先進例等を参考に、当町でもどのような形で実施できるか、当町にあった方法があるか等も含めて、調査研究をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 11番、川上要一君。

〔11番 川上要一君登壇〕

○11番（川上要一君） 丁寧ありがとうございます。

まず、小さい第1番目の影響はあったかということではありますが、今、書記長が言われたとおり、1時間繰り上げてもほぼ影響はないということな結果が出ております。知事選においても衆議院の選挙においても、繰り上げ前と繰り上げ後はほぼ同じパーセントが出ていると。これは期日前投票の理解が、条件緩和がされまして、多くの方が期日前投票に来られているということもありますから、それらの影響もあって、まず日本人は何時だよと言われてれば、それに合わせて真面目に来るんですね。8時という期限のときには、8時ぎりぎりに来る方々が名物にありましたそうです。7時と言われればその前に来られるということもございますから、隣の隣、茂木町でも2時間繰り上げということでやっておりますので、隣の鳥山とも、選管とも協議をしていただきながら、立会人の負担の軽減、またはいろんな経費の削減等々いろいろあると思いますので、2時間の繰り上げに持っていければなというふうに考えておりますので、調査検討しながら進めていただきたいと思います。

最後のワゴン車等を利用した移動投票所の件であります。まさに日本の投票は安全確実ということで、世界に冠たる投票システムとして誇れるものがあるわけですが、一部の自治体の選挙でまずいことがあると、あのように報道されます。ですから、安全には安全を期してやっていただくように、この投票システムも改良されて、今、いろんな安全策があると思うんで、他市町でやっておって、すこぶるいい評価が出ておりますので、その方向で遠隔地の高齢者や交通弱者対策に、これも運転免許証の自主返納の対策にもなると思います。そういうことも鑑みまして、前進する方向で委員会でご検討していただきたいなと思います。

お話があればいいですが、なければ要望で。

○議長（塚田秀知君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（橋本民夫君） 選挙管理委員会でも投票率向上というのが最大の目標であります。ご提言も含めて、今後検討していきたいと思っておりますが、ワゴン車による移動投票所のみならず、当町では、現在期日前投票所を2カ所開設しております。他市町では1カ所のところもありますが、当町では2カ所開設しているという実情もあります。

それともう1点、ワゴン車での移動投票所のみならず、逆に期日前投票においでになる方がデマンドタクシーを利用したら、無料を検討するというような方法もございますので、それらも含めて投票率向上のために、今後さらに検討していきたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 11番、川上要一君。

〔11番 川上要一君登壇〕

○11番（川上要一君） 書記長のご答弁もありましたが、まさにその移動投票所もいいんですが、それと加えて、投票所までの交通手段の確保、デマンド交通を利用したり、その優遇策、それらも委員会では考えているというようなこともありますから、それらもあわせて、積極的な方向で皆さんが投票しやすい町、これはほかにアピールできると思います。

これは前のことになりますが、旧馬頭町でも、旧小川町でも西のほうの栗山村と競争して、本当に三、四番目には必ず入っていましたんで、それはもう歴史にありますから、投票率の向上、これは参政権に本当に、みんなで参政のあれですね、権利を行使するんだということだと思っんで、それはもういろんな方策を講じて、他市町に発信できればと思います。よろしく願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長（塚田秀知君） 11番、川上要一君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◇ 大 森 富 夫 君

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君の質問を許可します。

7番、大森富夫君。

〔7番 大森富夫君登壇〕

○7番（大森富夫君） 7番、大森富夫です。

今期最後の一般質問となります。

まもなく大震災から7年が経過しますが、先ほど議長もお話しされましたように、いまだにふるさとに帰還できない多くの方々がおられます。一日も早く帰還できるよう心よりご祈念申し上げたいというふうに思います。

また、昨年からことしにかけて、豪雪に遭った方々に心よりお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、質問通告どおり平成30年度一般会計予算について。

2点目、那珂川町をブランド化する取り組みについて。

3点目、すくすくの森の整備についてのこの3項目について、順次一般質問を行いたいというふうに思います。

この町に移り住みたいと、この町に住みたいと、この町で一生を終わりたいと、この町に住む全ての人誇りを持てるような、少なくともそのようなきっかけになるような希望の持てるような明るい答弁を期待するものであります。

1点目の平成30年度一般会計予算編成について伺います。

第1点は、第2次那珂川町総合振興計画の前期3年目に入りますけれども、この2年間の実績を踏まえて、当然ながら、この当初の一般会計予算編成されたと思いますけれども、この実績を踏まえて、具体的な、大きなものにつきましてだけでも伺いたいというふうに思います。

2点目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関しまして、30年度、来期の予算編成につきましては、この計上された事業について伺いたいというふうに思います。

3点目は、この間近に迫りました東京オリンピックととちぎ国体、この開催が決まっておりますけれども、インバウンド等含みまして、誘客施策としては今から考えていかないと、また取り組みを強めていかないと、これは全然立ちおくれになるということをおもひまして、この項目を挙げました。来年度の予算編成は、こういったことにつきまして、どういった計上されたのかを伺いたいというふうに思います。

第1点目の質問といたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 平成30年度一般会計予算編成についてのご質問にお答えいたします。

平成30年度予算につきましては、まちづくりの方向性とその実現のための基本目標を示しました第2次那珂川町総合振興計画の前期基本計画の中間年度であり、成果や効果を見ながら、進捗状況に応じた施策の展開を図るとともに、人口減少に対応した具体的、重点的施策である那珂川町人口ビジョンや、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況を検証しながら推進していくという予算編成方針に基づき、予算を編成してまいりました。

まず、1点目、第2次那珂川町総合振興計画の3年目に当たる予算編成についてですが、先ほど申し上げましたとおり、本計画の前期基本計画が中間年度であるため、基本目標に沿って、成果や効果を見ながら、進捗状況に応じた予算を計上しております。その主な内容につきましては、さきの町議会全員協議会でお示しいたしました平成30年度予算の主要施策のとおりであります。

次に、2点目、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する予算計上についてですが、本戦略は将来の人口減少に歯どめをかけるための施策として、第2次那珂川町総合振興計画と連動するもので、毎年度、成果指標に基づいて、評価・検証を図りながら、着実に事業を推進するものであります。

平成30年度におきましては、既に成果指標に達している事業についても継続的な予算を計上するほか、成果指標に達していない事業につきましても、事業内容を見直すなど、事業の改善を図りながら、効果が出るよう予算を計上しております。

次に、3点目、東京オリンピック及びとちぎ国体の開催に伴う予算計上についてですが、平成30年度予算におきまして、東京オリンピック及びとちぎ国体の開催に伴う予算は計上しておりませんが、デスティネーションキャンペーン事業費等により、誘客を図るための予算を計上しております。

東京オリンピック及びとちぎ国体に関連する予算につきましては、競技会場や事前キャンプ地等の状況により今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

〔7番 大森富夫君登壇〕

○7番（大森富夫君） 新年度に向けて、大まかなところを伺ったわけでございます。総合振興計画前期5年間の中間点に入りまして、検証し、その成果と結果の確認が、先に進むためには非常に大事なことというふうに当然考えるわけなんですけれども、この検証体制というふうなことではどのようになっているのか。その結果、検証した結果、町長の答弁のようになっているのか、進んでいるのか、この検証をして、それぞれ新たな予算を組んでいくということになるわけですけれども、いろいろありますから、大変なことと思います。それは教育、福祉も含めまして、大変な量に上りますから、一つ一つというわけには、先ほどのこの主要な説明資料に出ておりますように、大変な項目に上ります。

町長としては、主な、これだけの中から取り出してみましても、これだけということ、挙げられるものはあるかと思えます。私は、小川庁舎を解体するから予算が膨れ上がったと、何%か大きくなったという、これでは後退的なものになるわけで、主に、さらに進めていくということ、検証した上で、どういう予算計上をしたかということ、まず1点伺いたいというふうに思います。その点を、強調したい部分を町長に伺っておきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 企画課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） まず、1点目の検証体制でございますが、町の予算編成に当たりましては、当然、各課のヒアリングを行います。予算のヒアリングの前に振興計画ヒアリングということで、各課半日から一日をかけて、ヒアリングを行っております。

その中で、今までの成果、今後の計画について5年間を見越して、計画ヒアリングを行っ

た上で予算編成に当たっております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

〔7番 大森富夫君登壇〕

○7番（大森富夫君） 予算編成上、私、小川庁舎の取り壊しのことを大きな金額としても挙げられているので挙げたわけなんですけれども、前に進めるということで、そういう点では、重立ったものを挙げてほしいということで伺ったわけなんですけれども、具体的な点を挙げられなかったので、再度伺います。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 今回の予算編成の予算概要ということで、議員の皆様にはお示している中で、特にこの概要につきましては、振興計画の6つの基本目標、それと重点プロジェクト、そちらについて記載をさせていただいております。その中で、特に強調する部分につきましては、新規事業については9事業を記載しておりますし、新たに拡充した事業が6事業ということで、記載しております。そちらについては、新たな取り組み、または今までの既存事業を拡充して、振興計画のさらなる進展に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

〔7番 大森富夫君登壇〕

○7番（大森富夫君） 計画性を持って進めていくということは、課長の答弁のとおり十分わかります。新規の9事業、拡大の6事業、これは例年に比して、これはどういうことになりますか。新たな指針に向けて、この事業はこれまでの新年度計画を編成する際に、組み立てる場合に、県との関係、国との関係、当然あります。そういう中で、住民の皆さんの要望にどういうふうに応えたかという点では、この新規事業、拡充事業、どういうことになりますか。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） お答えします。

2点目の総合戦略等からの部分を除きますが、今後、町が実施しなければならない町のために実施する事業につきましては、総合戦略で42の事業がございます。それらに基づく新規事業ということで取り組んで、それらの実現のために向かっていくということで、新たな9

事業を新規事業として取り入れております。

また、これらの事業に取り組むに当たりましては、2年に一度の町政懇談会における住民の要望等を聞き入れたり、町民の代表であります議会の皆様からご提言をいただいた事務事業等を考慮しながら、予算編成に望んでおります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

〔7番 大森富夫君登壇〕

○7番（大森富夫君） 予算編成全般に関わって伺いました。

この予算編成の中で、この予算編成が終わった後、町内にはいろいろな事態に遭ったということも報道されております。こういった報道の関係では、予算編成にはどんな影響を与えられたか伺っておきます。

わからないですか。具体的に言うか。

○議長（塚田秀知君） 具体的に言って。

〔7番 大森富夫君登壇〕

○7番（大森富夫君） もう少し具体的に言いますと、個別の名前を出すのはどうかと思いますけれども、予算編成を終わった後、例えば建設関係で発注しておいて、私、地域を回りますと、あの道路が通行止めになっているよと、どうするんだと、しかし事業者がいないじゃないかと、いつになったらこの通行止めが解除できるのかと。それは予定表が出ていますよ、3月12日までには完了すると。しかし、報道されることを町民の皆さんはわかっているわけですよ。しかし、町からは何の具体的方策も示されていない。その看板のところ張り紙でもして、いつまでにはこの予定どおりここは完成させますよと、こういうことでも。あるいは、町民の皆さんにそういう事情がわかっているのは承知しているということで、もっと、町民の皆さんが実際毎日そこを今までは通行していたところが通行止めになっているわけですから、そこを予算の関係では、これはもう当然……

○議長（塚田秀知君） 大森富夫君に申し上げます。

質問の途中ですが、ただいまの質問は、通告された内容から逸脱しており、関連質問の範囲を越えています。通告内容に沿って、簡潔明瞭に質問してください。

○7番（大森富夫君） わかりました。できるだけ具体的にというふうにしようと思っはいるんですけども、推測すると思うんですよ。予算計上しちゃった後で出てきているわけですから。だから、それは予算の編成上でどういう扱いになるのかという点をお聞きします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） ただいまご質問の内容につきましては、平成29年度の予算の執行上の課題かと思いますが、ご指摘のとおり今回の補正予算の中で繰り越し、あるいは見込んだ予算の編成を補正予算として、今回提出しておりますので、その中でご説明を申し上げます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

〔7番 大森富夫君登壇〕

○7番（大森富夫君） そういう関連で伺いました。できれば、本当は町民の皆さんに、心配のないような内容を書いたものを、看板と言っていいのかどうか、その施工期日をそこに張っていただけないかということ、予算との関係でも伺っていいかと思うんですけども、どうでしょうか、議長。

○議長（塚田秀知君） 先ほども申し上げましたように、質問通告に載っておりませんので、その件についてはまた別途調整をしたいというふうに思います。

7番、大森富夫君。

〔7番 大森富夫君登壇〕

○7番（大森富夫君） 総合振興計画前期5年間の中間点に入りまして、そういう検証内容と取り組みにつきまして伺いました。

要するに、町民の皆さんの不安や心配に答えられるような新年度予算にしてもらいたいというふうなことを強調しておきたいと思います。暮らしと教育、福祉、そして町民の皆さんの安全・安心のために誠心誠意、執行部の取り組みを強く要請したいというふうに思います。次に、2点目に入ります。

那珂川町をブランド化する取り組みであります。ブランド化するということを考えたときに、この定義やそこに向かう戦略というもののはどのようなかというのは、各人それぞれだと思いますけれども、思い浮かべるのは有名商品などが主なものだと思うんですけども、町におきましてこのブランド化ということで、地域ブランド戦略、これを立てて、各事業主の努力の成果というものをブランド商品として、認定するというようなことで取り組んでいるわけですけども、まちづくり、すなわち町政におけるブランドというものを私なりに問い直したとき、それは全国の市町村数、これは平成28年10月10日現在ですけども、1,718あるわけなんですけれども、そういう市町村数ある中で、全国一住みやすい町だと、

全くこの町は居心地のよい町だと、こういうふうに思えるような町にしていくということだというふうに私はブランドと、町をブランド化するというふうに私なりに捉えているわけです。

各人それぞれ違いますよ、ブランドに思う思いというのは各人違いますから、私と同様というようなことは思いませんが、私はそういうふうに捉えて、ブランドというところを取り上げているわけですが、地方政治家の一人として、こういった対象を持ち続けるということは本当に大事なことだというふうに思うんです。政治に取り組む以上、そういった対象を持つということは大事だというふうに思うんです。これが、途切れることのない政治に取り組む姿勢だと、これが大事だというふうに私は思っています。

そこで、次の2点について伺います。

1つは、町内の各集落がいわゆる限界集落と、この言葉というのは非常に不正確な言葉だと私も思うんですけれども、そういう言葉が出てきておりますので、限界集落という言葉を使っていますけれども、地域を歩きますと、そういう様相が本当に濃くなってきているなというふうに感じます。

この減少を、こういった状況を克服して、市町村間の、これ相対的だから、全国的に考えればどうかなということも思いもするんですけれども、市町村間の人口増、いわば競争と言ってよいと思いますけれども、この競争に勝っていくためにも、先ほど申しましたような町全体をブランド化するということが私は町長には必要と思うんですけれども、町長の所信を伺いたいというふうに思います。

2点目は、ブランド化の一環といたしまして、先ごろも地域を歩きますと非常に空き家が目立ちます。この空き家というものは個人の問題ではありません。町の問題となってきていると思います。全国的な問題でありますけれども、そういう町を空き家が1軒もないような町にしていくような取り組み、この強化を進めるために、いわゆる私なりに空き家対策課というものを、本当に町が空き家がないような町にしていくんだと、ブランド化できるようなそういう取り組みの一環として取り組むんだというような意味で、そういう組織を立ち上げると。課にはこだわりませんが、とにかく町長の決意として、そういうものがないような町にしていくんだと、こういうことにつきましては、町長、どういうふうな所見を持っているか伺いたいというふうに思います。2点伺います。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 那珂川町をブランド化する取り組みについてのご質問にお答

えします。

まず、1点目、町全体のブランド化についてですが、当町は、温泉トラフグ、ホンモロコ、アユ、八溝ししまるを初めとすると特産品、水稻、トマト、イチゴなどを代表とする農畜産物、馬頭広重美術館、温泉施設、ゴルフ場などの観光資源、緑と清流那珂川に囲まれた豊かな自然の風景など広く誇れるような数多くの資源に恵まれております。

その中で、観光行政においては各施策に取り組んでおり、特に平成30年度当初に実施されるDCキャンペーンを最大のチャンスの一つと捉え、多くの方に訪問していただけるよう町内関係者の皆様、関係機関及び創生なかがわ株式会社と連携し、町内の資源、人、もの及びサービスを結びつけた商品開発とあわせて、特に首都圏内に向けた町の情報発信を強化してまいります。

また、那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少に歯どめをかけるための各施策について着実に取り組むよう進めているところでありますが、平成30年度以降は、移住・定住化対策として子育て支援住宅整備事業、木材事業拡大事業など周辺の自治体と比較しても特徴的な事業を主要施策として推進してまいります。

町全体のブランド化に当たりましては、このような町のよさや、特徴的な行政サービスを全国、特に首都圏を初めとした大都市圏に向けてアピールし、町の認知度を上げていく必要があるものと考えております。

そのためには、関係機関と連携しながら、情報発信をする以外にも町民の皆様がこの町のよさを再認識し、この町を誇りに思い、行政と一緒に考え行動することが重要であると考えております。今後も引き続き官民一体となったまちづくりを推進し、町全体のブランド化につなげてまいりたいと考えております。

次に2点目、空き家対策課の設置についてですが、那珂川町における空き家の有効活用を図るための施策として、現在、地域資源閲覧システムを運用しております。平成29年度までに32軒の空き家物件の登録があり、契約成立件数は現在まで6件となっております。そのうち、空き家改修補助事業については、現在までに3名の方に申請をいただいております。

空き家の登録状況につきましては、毎月数件程度の問い合わせがあり、要望に応じて現場案内をするなど対応しております。新規登録における空き家の状況把握については町民の皆様から広く情報を提供いただいております。随時情報を更新しております。空き家対策については、担当係において対応しておりますが、空き家対策を含めた新たな行政課題につきましては、必要に応じて庁内横断的な部会を設置し、検討することとしておりますので、現時点に

おける空き家対策課の設置については、検討しておりません。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

〔7番 大森富夫君登壇〕

○7番（大森富夫君） おおむね課長のそういう心意気、非常に頼もしいと思うんです。町の発信力というものを強めていただきたいというふうに思います。

その対策課にこだわりませんが、取り組みの強化というのは、いずれにしても求められているというふうに思いますので、ぜひこれまで以上に取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

そこで、この町のブランド化を住みよいまちづくり、それを進めるための大きなテーマとして今回私は問題提起したわけでありますが、実現するには、そういう今答弁があったように町が先頭に立って、この町の埋もれている本当によい資源というものを発掘して、発信していくということが大事だというふうに思うんですけれども、町民の皆さんの意識改革と、また何よりも課長答弁のように全職員がそういう気持ちを持っていく、そういう気持ちで先頭に立っていくと、町民の皆さんとともに町職員が先頭に立っていくということが私は非常に重要であり、必要不可欠なことだというふうに思います。

そこで、町に住んでいることに誇りを持てるような町にしていくと、そういうことのためには今言いましたように、町職員が先頭に立つことが大事だと思うんですけれども、そういう点では町長は町職員に訓示等はどういうふうなことを言っておられるのか伺います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） そういう点で町職員に申し上げますことは、那珂川町には地域資源がたくさんある、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、古来からの地域資源、いわゆる清流那珂川あって、そこに生息するアユ、あるいはシャケ、そして小砂焼等もございます。その地域には、日本で美しい村連合に加盟している、これも大事な那珂川町の地域資源であると思っております。

そこに新しい地域資源ができています。先ほども申し上げましたが、トラフグであったり、ホンモロコ、あるいはアユ、ししまる、そして新しいマンゴー、まだまだ開発をしていらっしゃる方もあろうかと思えます。職員にも、それから町民の皆さんにも先日、なかがわ学の冒頭の挨拶でも申し上げましたけれども、町民みんなが宣伝マンになる、そして町外、あるいは県外に出たときに那珂川町のいいところ、これを2つ、3つは即座に答えられる、こんな町民になってほしいと申し上げました。そして、職員にもそのように申し上げております。

栃木県が全国の認知度ワースト2、長いこと続いたと思います。しかしながら、去年は43位になったと。でも、その認知度が低いということは、その地域が魅力がないからではなくて、その地域に住んでいる人が魅力を感じない、あるいはその魅力を発信していない、それも原因にある、こんな説もございます。そのような意味で町職員も町民にも申し上げたいと思います。みんなが宣伝マンになってほしい、このように私は考えております。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

〔7番 大森富夫君登壇〕

○7番（大森富夫君） 町長の言われるとおりのとおりだと思います。知名度をアップするには、それぞれがこの町に本当に心から誇りを持って、自信を持って、全国どこに行っても私はこういう町、那珂川町に住んでいるんだということで、誇りを持って、発信力が発揮できるようなそういう町にしていかなければならないというふうに思います。

ぜひ、そういう点では、今後もそういう取り組みを通じて結局経済力がつき、町民の皆さんの安定した生活を保障するようなところにも結びついていくという、何よりも全国の皆さんがこの那珂川町を見て、「ああ、あの町に移り住んでみたいな」というふうに思われるようなそういうまちづくりを進めて、またそういう誇りを持って、町を宣伝する発信力を発揮していくということは非常に重要だというふうに思います。

そこで、さらに先ほどちょっと触れました空き家の問題です。

空き家がないような町にする、これは非常に大事だというふうに私は思うんです。調査によれば、この町内には300戸以上の空き家があるということが報告されていると思います。当然空き家というのは、先ほど申しましたように個人的な問題ではありません。犯罪の温床とか、周囲にさまざまな被害というようなものと言っていいと思うんですけれども、そういうのを及ぼしていくというふうに思います。町の問題として解決する必要があるという、繰り返しになりますけれども、本腰を入れて取り組む必要があると思います。

先ほど課長から答弁ありましたけれども、公社設立とかあるいは先ほどは対策課というものを取り上げましたけれども、集中的に取り組む部署というものが必要ではなかろうかと思うんですけれども、一般的な取り組みではそういうブランド化するまでのような取り組みにはならないというふうに私は思うんです。

非常に空き家が、地域を見ますと点在している、目立ちます。町として先ほどのようなことを考えてみますと、集中的な取り組み、例えば本当に必要がなくなって取り壊しが必要だといっても、数百万のお金はかかるというのは普通ですからね。そうすると、手が出せない

ということ。余り壊さなくても空き家に取りかかると、改修費用がさらに何百万も何千万もかかって、新しい家を建てたほうが良いというようなことにもなりかねないということなんで、じゃ、町としてどうするのかということ、わずかな補助事業をやって手をつけてもらうかというようなこともありますけれども、何かそういうことを解決するためのプロジェクトチームをつくって、ボランティアでも何でもいい、とにかく解決のために、あるいは全国からこの那珂川町に空き家でなくなるような取り組みを進めるそういう企業や個人でもいいですけれども、集団で集まって取りかかってもらうとかというようなことでの、こういう方策というものは何か考えられているか、さらに先ほどの答弁につけ加えるようなものがあれば、伺っておきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 空き家の問題につきましては、何度か議員の皆様からご質問をいただいております。町の行政課題としても大きな問題と捉えておりますし、現在の空き家につきましても今後ますますふえる傾向にございますので、対策についてはいろいろな側面から検討しなければならないと考えております。

特に、空き家になった場合の所有者の意向が大変その後にかかわるものですから、空き家バンクに登録して活用できるような物件でも、所有者のご都合でそのような対応ができない部分とか、さまざまな課題がございますので、現在の組織内で、現在は企画財政課で所管して、空き家については取り扱っておりますが、横断的な部分で部会を立ち上げたり、そういったことで検討は今後とも必要だと考えておりますので、現在の組織の中で横断的な検討を進めて、それぞれの対策に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

〔7番 大森富夫君登壇〕

○7番（大森富夫君） 真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。

さらに、私はブランド力を強めるという、町が発信力を強化、強めるという方策といたしましては、ふるさと大使の発信力というものを十分発揮してもらうことが大事ではなかろうかというふうに思うんですけれども、期せずして、けさほど非常に「プライド」と、町勢要覧、これを出しましたけれども、ブランドではこちら「プライド」ということで出した非常にいい写真だと思えます。これは、町としてはいい発信力になると思います。

さらに、私はせっかく町はふるさと大使というものを委嘱して、どういうふうにか、さら

に活動内容を強めてもらいたいというようなことではなかろうかと思えますけれども、この
そういった方々の発信力というものを、私は本当に強める必要があると思うんです。それで
全体的に町のブランド化というのに拍車がかかるのではないかというふうな思いを持っている
んですけれども、この点ではどういうふうな思いを、町長、思いますか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 今、ふるさと大使の方、いろんな方面で活躍していただいております。
先日、西小学校の閉校式におきましては、工藤慎太郎さんのコンサートが行われまして、参
加された学童の皆さん、あるいは地域の方々に大変な好評をいただきました。そして、工藤
慎太郎さん、那珂川町のまち歌をよその地域でも歌っていらっしゃって、本当に町を発信し
てくださっています。

そのほかにも馬頭高校出身のいわゆるタレントさんといいますか、ラジオ等で活躍されて
いる方もいらっしゃいます。それから、町に毎年観光バスで何台も埼玉のほうから連れてき
てくださっている方もいます。その方は、商工観光課のほうに、町でそのふるさと大使にし
てあげられることといいますのは、名刺とそれから観光パンフレット、これを無料で差し上
げる、これだけしかしていないんです。私も1つ使わせていただいておりますが、町のトップ
セールスマン、この名刺をふるさと大使の方に使っていただいております。これはなくなれば、
町で印刷して差し上げています。それで、その方はもう数千枚、首都圏の中で配布してい
ただいて、たくさんの観光客に来ていただいております。

それから、音楽系のエンターテイナーの方もいらっしゃいます。いろんな方面で活躍して
いただいておりますので、その一人一人の数字的な統計とかはとっていませんけれども、こ
こ近々、数年の間には、そういう方に一旦お集まりいただいて、情報交換とかする、そうい
う場を設けることも大事ではないか、このように考えております。とにかくふるさと大使の
方は皆さん活躍していただいておりますし、また、新たな大使も皆さんから発掘していただ
いたら、問い合わせてみたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

〔7番 大森富夫君登壇〕

○7番（大森富夫君） 改めて町長のそういう話を聞けば、ああそうかという、うなずけるこ
とがたくさんございます。

先ほどの工藤慎太郎さんの美しい歌声というそういうのが閉校式ではなくて、開校式であ
ればなおさらいいというような気もいたしますけれども、とにかく、そういう方々がいろん

な場所でもって活躍していただいているというのが非常によくわかりました。

町をブランド化するというのは非常に一朝一夕には当然できるものではございません。地道なそういう見えないところで活躍してくださっている方々がいて、また町職員ならば、町職員としての誇りを持って、そこだけではないですけども、各部署でもってこの町で一生懸命働いて、頑張っているんだということでもって、そういう人たちが総合力の発揮でもって、何年かかるかわかりませんが、いつの間にか栃木県には那珂川町というのがあったなど、本当にいい町だなという、こういう思いを持っていただけるような、そういう町になっていくことを、ぜひ私は心から望んでいきたいというふうに思います。

さて、第3点目に移ります。

すくすくの森の整備についてであります。

歴史を見ますとすくすくの森というものはどこにも出ておりませんから、わかりません。ですけども、現実にはそういうすくすくの森があるんですね。それで私、新聞に出しましたけれども、先日、ある町民から、このすくすくの森のまずトイレが使えないので困っていると、そういう話を聞かされて、見に行ってきたわけなんですけれども、このトイレは当初つくるときに話題になりました。今でも私、鮮明に覚えておりますけれども、1,000万円のトイレなんですね。1,000万円かけてああいうところにトイレをつくっていいのという思いがあったわけなんです。だけれども、そういうことであえて反対はしませんでしたよ。町民の皆さんがあそこを散歩しているときに、トイレに行きたくなる、あるいは障害者の皆さんでもそういうトイレが使えるということなので、反対はしませんでしたけれども。それが長い間閉鎖されています。そこだけではありません。森の中を散策したくなるような状況になっていないというのが現状であります。

これから、春と夏になっていく季節におきまして、この町に観光に来る方々を思ったりしますと、いつまでもあのような状況にはしておけないと、これは当然誰も考えるというふうに思うんです。

そういうことを思いながら、1つはそういった森の管理状況、すくすくの森の管理状況というのは一体どういうふうになっているのか。

2点目は、あそこのすくすくの森内には、いろいろな施設がございます。山の上にある施設を本当に有効活用できるのかどうかということを思いますけれども、この利用状況というのはどういうふうになっているのか。

3点目は、この各施設や森全体のそういった状況を踏まえた上で、これらの取り扱いにつ

いてはどのようなふうを考えているのかと。

4点目は、静神社所有地にあるすくすくの森内に隣接する武茂城跡とこの城跡を関係者と一体になって、那珂川町の有力な観光名所として整備すべきだというふうに私は思いますけれども、これについてはどのようなふうなお考えなのか。

5点目は、すくすくの森や武茂城跡、この城跡をエリアとする全体の散策ルートとして整備を進めるということによって、観光客や町内の皆さんの利用者層がさらに広がると考えるわけなんですけれども、この点ではどういう考えか伺います。

それから、6点目は展示館のそばのトイレが故障ということで、先ほど言いましたように、長期間使用できないような状態になっています。改修等の予定につきまして、どのようなふうになるのか、伺っておきます。

以上、6点伺います。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） すくすくの森の整備についてのご質問にお答えします。

まず、1点目、すくすくの森の管理状況についてですが、すくすくの森は林道すくすくの森線沿いに管理棟を併設した特産品生産施設、緑の展示館、広場、遊歩道等が整備されております。施設管理状況については、特産品生産施設は施設管理を委託し、緑の展示館、広場、遊歩道等は直営で管理しております。なお、林道、遊歩道沿いの山林の環境の整備は一部補助事業を充て、管理をしております。

次に、2点目、各施設の利用状況についてですが、特産品生産施設は、町内の陶芸クラブ、竹芸会、その他音楽活動の練習など、年間延べで900名程度の利用があります。緑の展示館は、開館当初は森林関係の常設展を開催し、観覧者を受け入れておりましたが、さらなる利用促進を目的に、諸団体が主催する趣味の写真や、工芸物の展示場として、常設展を併設しながら、広く町民の方の利用を呼びかけてまいりましたが、近年の利用はございません。

次に、3点目、今後の活用や運営についてですが、特産品生産施設は、趣味の活用のもととして引き続き管理、運営してまいります。緑の展示館は、今後の利用状況及び老朽化対策の改修費用等を考慮して、廃止を含めた検討を考えております。施設内の森林景観については、森林の持つ多面的機能の保健・リクリエーション機能に配慮し、補助事業等を活用し、整備いたします。また、遊歩道は史跡、寺院を結ぶ主要な路線を散策道として管理をいたします。

次、6点目、展示館脇のトイレの改修予定についてですが、このトイレは、使用される水を循環する機能を持つエコトイレとして整備をいたしました。設置当初から利用頻度が低い

ことが原因で、たびたび故障しておりました。通常のトイレと異なり、故障箇所の特定が難しく、高額な修繕費を要することから、現在は使用を中止しております。今後につきましては、特産品生産施設内トイレの使用を誘導するなどして、廃止を含めた検討を考えております。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（益子雅浩君） ご質問の4点目、武茂城跡の整備についてですが、中世期、武茂氏が居城した武茂城跡は、静神社と乾徳寺の境内を含む約4ヘクタールが県指定文化財となっております。整備を進めるためには、整備に向けた発掘調査や保存管理計画の策定、さらには土地の公有地化など多額の費用が必要となり、町単独での整備は厳しい状況にあります。

現在、町では国庫補助事業を活用いたしまして、国指定文化財である唐の御所横穴の調査を実施し、管理計画の策定を進めるとともに、那須小川古墳群の調査についても着手しているところであります。今後、那須神田城跡を初めとする国指定文化財や県指定文化財である武茂城跡、町指定文化財も含め、国・県と協議しながら、計画的に整備を進めていかなければならないと考えております。

次に、5点目、武茂城跡をエリアとする散策路の整備についてですが、整備を進めるためには、史跡の本質的価値を構成する土塁や掘り切り、郭などに影響が及ばない範囲において、現状変更計画や史跡保存活用計画を策定の上、県教育委員会の許可を得る必要がございます。したがって、当面、現状の散策路を維持しながら、活用を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

〔7番 大森富夫君登壇〕

○7番（大森富夫君） それぞれの答弁をいただきましたけれども、私はあそこ本当に町の観光資源の大きな一つに、本格的に取り組めば、なろうかというふうに思っています。ぜひ、静神社、乾徳寺、あの周辺を含めまして、関係者一体となって、課長の答弁のように文化財ですから、そう簡単に動かすことはできないし、きちんと発掘調査もしなくちゃならないというような課題もありますけれども、きちんと目標を持って取り組めば、壮大な観光名所になろうというふうに私は思っています。ぜひ、そういうことを目指して、取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

そこで、当面する課題といたしましては、草の伸び放題とか、柵の壊れたところ、あるいはトイレが不自由にならないような取り組み、これをする必要があると思うんです。シルバー人材の活用とか、町職員がもちろん先頭になって、きれいにしていくと。広大な地域ですから、森ですから、大変な費用もかかるかと思うんですけれども、しかし、町内に観光に来た方々が何だと思われぬような、そういう取り組みだけは最低限しておく必要があると思うんです。中央広場でも広場というのは一体どこなんだと、こんな思いをさせるようなものであってはならないというふうに思います。その体制的なことでは、どういうふうになるのか、伺います。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 大森さん言われるように敷地がかなり、全体的に、敷地にすると62町歩からありますので、その中の遊歩道です。ですから、なかなか全部の遊歩道をくまなく管理するというのは非常に手を焼いているところです。ですから、先ほど申したとおり、主要の遊歩道、神社、史跡を結ぶ遊歩道と一部の城内の回遊歩道につきましては、大森さんが言われるようなことはないというふうに思っております。

また、今後はその他施設におきましても、目的外の使用を含めて使用をどのようにするかを検討しまして、施設の利用率の向上、そのようなことを含めて考えていきたいと思っております。

それと、トイレにつきましては、非常に今悩んでいるところです。その他の、今はほかの施設のトイレをお願いしますというようなことでやっております、今のトイレにつきましても、廃止または別な方法の施設を入れるか、そういうことを今の利用状況、もう少ししっかりと把握して、そして対応をしていきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

〔7番 大森富夫君登壇〕

○7番（大森富夫君） 柵が壊れても町は見えて見ぬふりしていると。草が生え放題で東屋も埋もれちゃうと。広場がどこだかわからないというようなそういう状況を放っておくということは、町のこの取り組みというのが当然見られるわけですね。そういうことがないように、ぜひきちんとした管理体制というものをとって、きれいなすくすくの森、本当に散策できるようなそういう環境が整っていると。ベンチもあっても座れないような状況というのは解消して、そういうようなぜひ取り組みを求めたいというふうに思います。

以上、3点にわたって今回、今期最後の一般質問を行いました。さらなる、町長を初めとした町職員の町民の皆さんのための町政執行をぜひ強く求めたいということを最後に申し上げ

げまして、私、大森富夫の質問といたします。終わります。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君の質問が終わりました。

ここで休憩をします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午後 零時 11分

再開 午後 1時 30分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◇ 益子純恵君

○議長（塚田秀知君） 1番、益子純恵さんの質問を許可します。

1番、益子純恵さん。

〔1番 益子純恵君登壇〕

○1番（益子純恵君） 1番、益子純恵です。

議長より質問の許可を得ましたので、通告書に基づき質問いたしますので、よろしく願いいたします。

今回は大きく2項目について一般質問を行います。

第1項目として、高校生が通学等に利用する公共交通について、第2項目として、通学に公共交通を利用している高校生に対する補助について。以上2項目について質問いたしますので、明瞭簡潔なご答弁を期待いたします。

第1項目として、高校生が通学等に利用する公共交通についてお伺いいたします。

人口の減少、町民の少子・高齢化等に伴い、公共交通のあり方も随分とさま変わりしてきています。また、町内はデマンド交通の充実、那珂川町・那須烏山市間は、コミュニティバスの導入により利便性が図られています。しかしながら、一部の路線では、乗客の急激な減少から、路線を維持するために苦慮している現状にあります。

那珂川町は基本的に移動手段としてマイカーに依存せざるを得ない環境から、町民の日常

生活には余り公共交通を利用しない状況にあります、一方で、家族の送迎や、自転車、バイク通学以外の高校生は、安心・安全に通学するための手段として、路線バスを使用しています。そこで、細目3点についてお伺いいたします。

第1点目に、高校生が通学等に利用する公共交通の路線の状況についてお伺いいたします。

第2点目に、生活交通の存続が危機に瀕している地域において、国土交通省では地域公共交通の確保、維持、改善を支援することを目的として、地域公共交通確保維持改善事業費補助金という補助金の制度を設けておりますが、現在、那珂川町を通る公共交通に対して国・県からは支援があるのか、また、支援があるのであれば、その支援の状況はどのようなものかをお伺いいたします。

第3点目に、東野交通で運行している馬頭氏家線は、現在、利用者等の減少から赤字路線となっております。今後も赤字運営の状況が続けば民間会社でありますので、いつまでも赤字のまま運営を続けていくわけにはいかずに、廃線が検討されることもあり得るかと思えます。

しかしながら、この路線は通学だけではなく、観光などで、氏家駅を經由して当町を訪れる方のための重要な路線でもありますので、今後も継続して運行されることが望まれます。

そこで、今後も安定して運行されるための利用促進が必要かと思われませんが、町としての考えをお伺いいたします。

以上3点についてお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 高校生が通学等に利用する公共交通についてのご質問にお答えいたします。

私のほうからは、3点目、馬頭氏家線についてお答えいたします。

町内を運行しております路線バスは、この路線に限らず全て赤字路線となっております。特に、馬頭氏家線は、年々乗車人数も減少し、県内でも赤字の大きな路線となっているのが現状であります。この赤字を解消するため、以前、馬頭・宇都宮間を運航していた路線を、平成25年10月に2分割して乗車率向上に努めてきたところですが、効果が上がっていないのが状況であります。

しかしながら、鉄道の通っていない那珂川町においては、氏家駅を結ぶこの路線は、通学通勤のみならず、観光の移動手段として必要かつ重要な路線と考えております。今後とも存

続に向けて、運行事業者及び、沿線市町となるさくら市及び那須烏山市とも協議し、協力をいただきながら、利便性、乗車率の向上を図っていきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） ご質問の1点目、公共交通の路線状況についてですが、那珂川町内には、東野交通で運行しております西那須野駅を結ぶ系統が3路線、氏家駅を結ぶ1路線、また、那珂川町、那須烏山市で運行を委託しております、烏山駅を結ぶコミュニティバス1路線があります。

次に、公共交通に対して国・県からの支援についてですが、民間路線の運行事業者に補助金が交付されております。平成28年度までは、馬頭氏家線が国・県の補助を受けておりましたが、乗車人数が減ったことにより、国の補助要件から該当しなくなり、今年度は西那須野駅を結ぶ3路線と同様、県補助金のみとなり、沿線市町での負担が増加することになります。

コミュニティバスにつきましては、県補助金を町が受領し、運行事業者には赤字補填として、那須烏山市に2分の1の負担をいただいております、町が全体での補助金として赤字分の補填をしているという状況になっております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 1番、益子純恵さん。

〔1番 益子純恵君登壇〕

○1番（益子純恵君） 再質問に入らせていただきます。

細目第1点目についての再質問はございませんので、細目2点目の再質問に入らせていただきます。

先ほどのご答弁で、特に馬頭氏家線は平成28年度は国庫補助が受けられておりましたが、本年度その対象外になってしまったとのこと。そこで、平成28年度の国庫補助協調金の額と、今年度、県単になってしまったために支出する額をお聞かせ願います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 平成28年度についてまず申し上げます。国・県からの補助金、国庫協調に該当していた時点の補助金は、810万円程度になります。残りの260万円を関係市町で負担をしていました。この国庫協調になりますと、事業者負担というのが伴いますので、残りの赤字分は事業者が負担をしていたという形になります。

今回、29年度、ほぼ確定の額が出ておりますが、国からの補助金がありませんので、県が約930万円、沿線市町が約1,440万円の負担をすることになりまして、那珂川町は約550万円

増額となることになっております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 1番、益子純恵さん。

〔1番 益子純恵君登壇〕

○1番（益子純恵君） それでは、細目3点目の再質問ですが、先ほどご答弁をいただきましたように、馬頭氏家線が国庫補助の対象から外れてしまったことによって、今年度は668万1,583円の支出になるとのことです。28年度の118万8,506円と比較すると、約550万円の負担増になります。少しでも利用者をふやし、馬頭氏家線は通学通勤にとって重要な路線でもありますので、存続の方向で努力をしていただきたいと思います。やはり、公共交通という性質上、たくさんの方に利用していただく努力が必要かと思われまます。

2月25日に、宇都宮市において、那珂川町デスティネーションキャンペーンのPRとして、500部もの観光パンフレットを配布していただき、キャンペーンのチラシの中に公共交通を利用して、那珂川町に来ていただくアクセス方法も載っておりました。このような立派なキャンペーンに町を挙げて皆さんで取り組まれているのであれば、その中でもぜひ、公共交通を利用して楽しんでいただけるよう、あわせてPRしていただきたいと思います。路線の存続という観点からも、通勤通学としてだけでなく、ぜひ観光のための利用促進も図っていただきたいと思います。今後の利用促進のための対策をお聞かせ願います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） DCキャンペーンはもちろんのことですが、通常、町のほうでも観光PRキャンペーンを行っています。それらも含めまして、氏家駅を使う、それから、氏家駅からこちらへ来ていただくという方向で、JRとも協力をしながら、利用促進、それから、利用率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 1番、益子純恵さん。

〔1番 益子純恵君登壇〕

○1番（益子純恵君） 細目3点目について、もう一つ再質問をさせていただきます。

近隣市町との連携の観点からですが、今回質問をさせていただくに当たり、さくら市の花塚隆志市長とお話をさせていただきました。さくら市では市民の利便性向上のために、公共交通の利用状況等の把握のために、補正予算を組み、実態の把握に乗り出しているとのことでした。利用者のニーズ、実態を把握した上で、市の実情に即した最善の方策を検討したいとのことでした。乗り合いタクシーの整備を進める一方で、市民の皆さんから出ている、今あ

る公共交通もしっかりと残してもらいたいという意見も尊重されているようです。

その点では、那珂川町も同じ考えであると思います。町単独では解決できない問題ですので、しっかりと関係市町と協力関係を築き、利用者にとって最善の公共交通となるように努力していただきたいと考えますが、今後の方向性についてお教え願います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 那珂川町からさくら市、氏家駅に行くために東野バスを利用しているという方はもちろんおります。逆に、さくら市から、那珂川町においでいただいている方というもおられると思います。その辺は、さくら市のほうでもご理解をいただいていると思っています。

県内の公共交通、特に生活交通の維持、それから、改善、拡充ということを図るために、また、持続可能な公共交通機関の存続というものを、事業者を含めて関係市町で協議をする場というのが県にございます。名称は栃木県生活交通対策協議会という協議会がございます。年3回ほど開催されますが、その中で、その維持存続、利用率の向上、そういうものを事業者も含めて検討していくこととなります。

また、本年度、氏家線については、国庫協調から外れましたので、関係する3市町において、対策を行うための担当者会議を昨年12月に1回開催しております。これは、事業者も含めてですけれども、今後も、その話し合いの中で、継続して協議、検討していくということになっておりますので、この2つの会議を通じて、存続、利用率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 1番、益子純恵さん。

〔1番 益子純恵君登壇〕

○1番（益子純恵君） 事業者も含めまして、関係市町と連携をするために、さまざまな努力がなされていることをお教えいただきました。今後も関係市町と連携をしていただきまして、地域の公共交通の存続のために、ご努力をしていただければと思います。

以上で、第1項目めの質問を終わります。

続きまして、第2項目めの質問として、通学に公共交通を利用している高校生に対する補助についてお伺いいたします。

那珂川町では、内陸部で淡水における養殖を主体とした、専門的に学習ができる全国唯一の水産科を有した馬頭高校があります。去る2月26日に行われました、産学官連携事業「なかがわ学」発表会では、馬頭高校の1、2年生が、「地域学習なかがわ学」というタイトル

で、それぞれに調査、学習した取り組みを立派に発表し、町の魅力を発信されておりました。1万2,000人を超える卒業生を輩出した馬頭高校存続の観点から見て、多くの生徒の皆さんに、馬頭高校に進学していただきたいと考えております。しかしながら、町内には馬頭高校1校のみ高校がありますので、将来の夢、希望の道によって、町外の高校への進学を検討される生徒さんがいるのも事実です。

高校進学を考えると、子供たちが安心・安全に通学し、勉学に励み、将来に向かい努力します。いざ、通学を考えたときに、当たり前とっていたことが、実は当たり前ではなかったという現実突き当たります。交通の便のよい地域に住むお子さん方たちには無縁のことも、この地域から町外に通学するお子さんにとっては、将来に向かって進むときの初めの障壁になってしまうこともあります。

この町に住んでいるからあきらめたという思いをさせることなく、進みたい道に向かって純粹に努力できる環境をつくっていただきたい。この町に住んでいることが、子供たちの選択の幅を狭めてしまうことがないようにすることが、私たちに課せられた課題ではないかと考えます。

そこで、細目4点についてお伺いいたします。

細目第1点目に、那珂川町から町外の高校に通う高校生の公共交通の利用者数及び保護者送迎について、どのように把握していらっしゃるかをお伺いいたします。

細目第2点目に、町外から馬頭高校に通う高校生に対しては、どのような通学補助がされているのか、その現状についてお伺いいたします。

細目第3点目に、那珂川町から町外に通学している高校生に対する通学費補助の現状についてお伺いいたします。

細目第4点目に、現在、さくら市方面、大田原市、那須塩原市方面などの高校に通う高校生は、公共交通を利用していても補助の対象となっておりません。子育て世代、働き盛りの世代にとっては、月々の通学費が家計に与える影響は決して小さいものではありません。より利便性のいいところに移住を考えるきっかけともなり得ます。この世代の負担軽減、人口流失防止の観点から、補助等の支援が必要かと考えますが、今後の補助を検討される予定が、おありかどうかをお伺いいたします。

以上4点について、お伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 通学に公共交通を利用している高校生への補助についてのご

質問に答えします。

まず1点目、町外に通う高校生の公共交通の利用者数及び保護者送迎の現状についてですが、近隣の県立高校のうち、烏山高校では在籍生徒数が128人、うち那珂川町コミュニティバス利用者が59人で、在籍生徒数の46%、そのほかの生徒は、保護者の送迎、バイクでの通学順となっております。

さくら清修高校では、在籍生徒数が19人、うち東野バス利用者が6人で、在籍生徒数の32%、そのほかの生徒は保護者の送迎。那須拓陽高校では、在籍生徒数が12人、うち東野バス利用者が11人で、在籍生徒数の92%、そのほかの生徒はバイクでの通学。那須清峰高校では、在籍生徒数が16人、うち東野バス利用者が8人、在籍生徒数の50%で、そのほかの生徒は主にバイクでの通学となっております。そのほか、高根沢高校は在籍生徒数が14人で保護者の送迎、JR烏山線の利用の通学で、大田原高校では、在籍生徒数が22名で、バイク通学が大半を占め、大田原女子高では、在籍生徒数が34名で東野バス利用者、保護者の送迎が主な通学手段となっております。

次に、2点目、町外から馬頭高校へ通学している高校生への補助についてですが、町では平成26年度から、馬頭高校に在籍する生徒の保護者に対し、同校生徒の確保及び維持存続を図ることを目的に、通学費等補助金を交付しております。交付内容は、公共交通を利用して通学する生徒の定期券購入について、月額5,000円を超えた額について、月額1万円を限度として支給し、また下宿費に対する補助として、月額2万円を限度として支給をしております。

次に、3点目、町外に通学している高校生に対する補助についてですが、現在、町の事務事業として実施している制度はありませんが、馬頭高校への通学費補助金と同様、那須烏山市においても、平成26年度より、那珂川町から烏山高校に公共交通を利用して通学する生徒に対し、月額5,000円を超える額が通学費補助として支給されております。

次に、4点目、さくら市、大田原市、那須塩原市方面に通う高校生への補助についてですが、現在、東野バスの大田原市内運賃は、平成25年度より、乗車1回につき上限200円で運行されており、それに伴い、大田原市と運行业者との協定により、那珂川町の小川仲町バス停から県北地区高校への東野バス通学定期券も、大田原市と同様の額となっております。この東野バスの運行には、公共交通確保の観点から、町として必要な財政負担をしており、間接的に子育て世代の負担軽減につながっているものと考えております。

また、さくら市方面への通学補助については、事業者への運行補助以外は制度化されてい

ないのが現状です。公共交通を利用する高校生への通学費等補助については、国・県で支援すべき部分もあると考えることから、今後、県町村会を通して、国・県への要望を検討していくとともに、町としても、他市町の動向を参考としながら、研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 1番、益子純恵さん。

〔1番 益子純恵君登壇〕

○1番（益子純恵君） それでは、再質問に入らせていただきます。

細目1点目についての再質問はございませんので、細目第2点目の再質問をさせていただきます。

先ほどのご答弁で、定期券の補助が月額5,000円を超えたもので、1万円を限度として補助をされているとのことでした。平成29年度は、まだ年度が終了しておりませんので、平成28年度の実績で結構ですので、実際にどのくらいの金額を補助として歳出されているのかをお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 馬頭高校への通学費補助金については、平成28年度実績ということで、通学費に対しては、実人数で82人、額で613万686円。また下宿代については、実人数で3人、金額で66万円ということで、合計実人数で85人、679万686円という支出の内容となっております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 1番、益子純恵さん。

〔1番 益子純恵君登壇〕

○1番（益子純恵君） それでは、細目3点目の再質問ですが、平成26年度より、烏山高校に通学されている学生に対しては、那須烏山市から補助がされているとのことですので、安心して通学ができているかと思えます。また、大田原市、那須塩原市方面に通学されている学生に対しては、直接的な補助はありませんけれども、小川仲町から、大田原、那須塩原市方面までは、片道上限200円の区間となっております。小川仲町まで200円の区間が延長された経緯には、大変な努力があったものと拝察いたします。

今回、那珂川町から、町外へ路線バスを利用して通学されているお子さんを持つ保護者の方に、独自にアンケート調査を実施し、大変お忙しい中、ご協力をいただきました。

回答の中に多く見られたご意見といたしましては、八溝山周辺地域定住自立圏内ということもあり、東野交通の馬頭車庫までを200円の区間にしてもらいたいという意見が圧倒的に多くありました。町民の皆様は恐らく、この区間が大田原、西那須野方面のバスと馬頭氏家線が重複している路線で、どうしても調整がつかない区間であるということが浸透していないために出てきている要望なのだと思います。

200円を上限とした料金設定になった背景に、間接的ではありますが、しっかりと町が補助金を出している現状、また、馬頭車庫から小川仲町までが距離に応じた料金規定になっている理由も含めて、何らかの形で情報が必要な町民の皆様を知っていただく機会をつくっていただきたいと考えますが、それについてはどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） ただいまの議員からご指摘のように、当時の経緯から申し上げますと、大田原市は佐良土まで、市内循環バスというのを市営で運行しておりました。那珂川町から大田原市、西那須野駅へ行く場合には、当然、馬頭西那須野線東野バスを利用していたということで、特に大田原方面の高校に通われる生徒さんについては、わざわざ佐良土まで行ってから200円のバスに乗っていたということになっていました。

そこで、那須塩原市、それから大田原と協議をして、何とか那珂川町までその200円のバスを乗り入れてもらえないかということで協議をしてきたところなのですが、町村をまたがって市営バスを乗り入れることは不可ということになりましたので、現在運行しています東野バスさんにもご協力をいただいて、那珂川町から西那須野駅までの運行をお願いしてきたところです。

その協議の中で、東野バスさんは、現行路線、東野バスが運行している現行路線の部分は、料金は、それは国交省の認可をもらって運行しているもので、その分は下げられませんというご返事をいただいております。大田原の区間については、市営バスが200円で運行していますので、その区間は200円で運行しますという当初の回答だったと思います。

しかしながら、できましたら町内からも200円で乗れるようにご検討いただきたいということで、お話を進めてきた中で、東野バスさんが運行しています、馬頭氏家線、それから、馬頭西那須野線も重複する分、これについては譲歩はできませんが、重複しない部分については、那須塩原市さん、それから、大田原市さんのご協力をいただけるのであれば、200円を検討しますということになりましたので、その区間については、小川仲町からということ

になります。200円で運行していただくことになりました。

もちろん、200円で運行するためには、那須塩原市さん、それから、大田原市さんにも相応のご負担をいただいておりますので、那珂川町としては感謝をしなければいけないと考えております。

そのような事情があるんですが、じゃ、町民の皆様はどうやってお知らせしていくのかという形になりますと、今のような経緯になりますので、話が大変長くなります。そういう経緯につきましては、機会があるごとに私のほうで説明をさせていただきたいというふうに考えております。また、議員のほうからも、町民の皆さんからそのような問い合わせがあった際には、そのような形でお答えをいただければありがたいと思っております。町民の皆様から、担当等に問い合わせがあれば、担当のほうからは補助金の件、それから、沿線市町との協力の件等について、詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 1番、益子純恵さん。

〔1番 益子純恵君登壇〕

○1番（益子純恵君） その都度で対応していただけるということで、大変感謝いたします。

私もそのようなご質問があったときには、こういった経緯がありますよということを丁寧に説明させていただきたいと思っております。

それでは、細目4点目の再質問に入らせていただきます。

通学費の補助に対して、県町村会を通して、国・県に要望していただけるとのご答弁をいただきましたので、大変安心いたしました。馬頭高校に通学している町外からの生徒さんに対しては、那珂川町から高校存続の観点で通学費、下宿費の補助がなされているとのことですので、そこに関しては、一定の効果が上がってきているとお伺いしております。また、通学費、下宿費の補助を受けている親御さんからは、大変ありがたい、感謝しているなどとの声を聞かせていただいております。とても素晴らしいことだと思います。

一方で、現在、那珂川町から町外へ公共交通を利用しているが、補助が受けられていない生徒さんがいるのも事実です。特にさくら市方面、また、東野交通の馬頭車庫から小川仲町までの区間は、通学費がネックとなり毎朝夕の送り迎えを保護者がしており、大変な労力がかかっているご家庭もあります。子供のためにと頑張っておられますが、やはりアンケートを見させていただくと、補助があったら本当に助かる、馬頭からバスに乗せられるなどと答えてくださる親御さんがほとんどでした。

国・県に要望していただくのと同時に、町独自でも補助金を検討していただきたいと思いますが、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 先ほど私のほうから各県立高等学校、近隣の状況ということでお話をさせていただきました。特にさくら清修高校では、那珂川町からも通学する生徒、先ほど在籍生徒19人ということで、うち約半分に当たる8人が保護者の送迎ということでございます。議員さんの言われるとおり、保護者送迎になっている要因というのが、今言われた馬頭車庫から小川仲町までの区間の通学費、それからその不便さ、そういったのを踏まえると、確かに影響しているのかなというふうには感じております。

それからまた、通学の定期代、これにいたしましても、先ほどの小川仲町から大田原方面ですと、1月当たり五千何某、これが、先ほどの馬頭氏家線にしますと、2万ちょっとということで、数倍、定期代1カ月で比較しますと、そんな形となっております。そういった現状はあるにしましても、補助金ということであれば、当然補助金というのは町としましても公共団体、それから、個人等が行う特定の事業費に関し、公益上必要があると認める場合、その行政目的というのを、効果的かつ効率的に達成するために行うというようなこととなっております。町としましても、こういった定義もあるものですから、それを踏まえながら、今後、特にその公益上必要があるということもございますので、調査研究ということで、その辺はさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 1番、益子純恵さん。

〔1番 益子純恵君登壇〕

○1番（益子純恵君） 今いただきましたご答弁で、なかなか町単独では難しいかと思えます。ただ、馬頭氏家線に関しましては、今年度、国庫補助の対象から外れて、約660万円の支出となっております。今回東野交通の担当の方に、実際どれくらい足りていなくて、補助の対象から外れてしまったのかということをお伺いいたしましたところ、金額にすると12万円足りなかったということです。

また、もう一度、国庫補助の対象に戻るには、どのくらいの方に乗っていただければいいのかということもあわせてお伺いいたしました。ただ、この12万円という金額は、単に12万円分誰かが乗ってくればいいのかというわけではなく、関東運輸局から示されている非常に複雑な計算式から求められているそうです。

国庫補助に戻るには、単純に上限片道最大1,200円で考えれば約100人、片道382円ベースで考えれば310名。もっと単純に言えば、定期券で利用される学生が二、三人ふえれば、国庫補助の対象に戻るそうです。定期券で通学する生徒さんが二、三人ふえる。実現が可能な数値ではないかと思います。二、三人の生徒さんが定期券で利用してくれれば、国庫補助に戻って、国庫補助に戻ることで、全てが解決されるわけではありませんけれども、そうなれば町からの支出は約500万減ることになります。

通学費の補助を出すことにより、定期券で通学する学生がふえれば、500万円の支出が抑えられることになります。結局その分を補助に充てることも可能ではないでしょうか。こうなれば、町単独の補助というの、調査研究をしていただいた上で、検討される余地が出てくるのではないかと思います。その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） いずれにいたしましても、事業者としての東野交通のこの路線運行に関しての今後の動向、またこの路線に関係する、先ほど総務課長もおっしゃいました関係する2市町、那須烏山市、それから、さくら市の動向というものもあるものですから、その辺もまたちょっと精査をさせていただいていきたいなというふうに、また考えております。

○議長（塚田秀知君） 1番、益子純恵さん。

〔1番 益子純恵君登壇〕

○1番（益子純恵君） 最後に、細目4点目について、別の観点からもう一つだけ伺います。

馬頭高校にさくら市から通学されている学生さんが20名いらっしゃいます。その生徒さんに対しては那珂川町から、馬頭高校を存続するという観点から通学費の補助がされております。那珂川町からさくら市に通学する生徒さんは19名います。この生徒さんは通学費の補助がありません。さくら市の市長さんとお話をさせていただいた際に、この現状について、少しお話をさせていただきました。

さくら市は市外から移住される方がとても多いので、外から入ってくる方に対して補助をするという必要性が感じられていないということでした。それぞれの市町で大きく認識が異なることを目の当たりにいたしました。しかし、同じ路線を共有すること、また、市長さん自身がさくら清修高校のPTA会長をされていた経験から、那珂川町から通う生徒さんは、保護者送迎がとても多く、苦勞も多いという現状を知っておられました。そういったことか

ら、那珂川町から通う生徒さんに対して、実現可能かどうかはまた違う話といたしましても、さくら市から何らかの補助、支援があればとてもありがたいというお話をさせていただきました。

単に高校生の通学だけ解決すれば済むという問題ではありませんけれども、さまざまな背景が複雑に絡み合っている路線ですので、簡単なことではないかと思えます。しかし、東野交通の馬頭氏家線を共有するという観点から、町として、那珂川町から路線バスを利用して通学する生徒さんに対して、さくら市の側から何らかの支援、補助をお願いするような働きかけはできないでしょうか。その点について、町としての考えをお聞かせ願います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 貴重なご提言をいただきまして、ありがとうございます。

さくら市の事情、私も隣ですから存じ上げていますし、今の花塚市長様のお気持ち、お心、これも存じ上げています。PTAの会長さんもなさっている、それと、さくら市、喜連川、氏家ですけれども、そちらから馬頭高校に通っていらっしゃる生徒さんも多数いると、通学に親御さんの負担もかかっている、これも、承知していただいております。

私ども町といたしましても、今、補助金というのは、やはり馬頭高校存続のためというのが最優先で補助金を設定させていただきましたので、当町からよその町に通学する生徒さんへの補助というのは、現在までは考えておりませんでした。

氏家馬頭線、これは先ほど来お話に出ていますが、もう国庫補助の対象外ということで、地元の負担も非常に大きくなっている、先ほど定期券、あと3人で何とかなる、そういうお話もお伺いしましたけれども、そちらはそちらで精査をさせていただくとして、さくら市から当町に通っていただいている生徒さん、これに対して町も補助しているから、というか今一番必要なことは、氏家馬頭線を残すということで、近隣の市町村と話をさせていただきたいと思っています。

その近隣といいますのは、那須烏山市とさくら市ですけれども、那珂川町で努力している、この現状もわかっていただき、この地域の状況、さくら市は外から人が集まっている、これは報道等で皆さんご存知かと思えますけれども、そればかりでなく、さくら市から通っている人もいるんだよと。そのために、この公共交通機関、大事な公共交通機関であります。私どもは、私もいつも言っているんですけれども、1桁の国道もない、新幹線もない、鉄道もない、こういう町にどうやって人を呼び込むか。その玄関口、当然宇都宮駅であったり、氏家駅であったり、那須塩原駅であったり、西那須野駅、こういう入り口を持っているところ

と連携していかなければなりませんので、その部分はしっかりと、その首長さん、あるいは関係者、それから事業者等とも存続について話をさせていただきたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 1番、益子純恵さん。

〔1番 益子純恵君登壇〕

○1番（益子純恵君） ぜひとも、関係の機関の皆様方と、協力をしていただいて、まずは路線を残すという方向で頑張っていたらと思います。

那珂川町の未来を担う子供たちのために、また、人口流出を防止するという意味からも、前向きにご検討いただけるようにご期待を申し上げて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（塚田秀知君） 1番、益子純恵さんの質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は14時25分といたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◇ 益 子 明 美 君

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さんの質問を許可します。

8番、益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 8番、益子明美です。

通告書に基づき一般質問を行います。

3項目にわたって質問させていただきます。

まず、公共施設等総合管理計画について伺います。

平成29年3月に策定されました那珂川町公共施設等総合管理計画では、本町の公共施設とインフラの今後40年間の更新費用を923億6,000万円と推定し、一方現在と同水準の投資額を維持したとなると、投入可能な額は40年間で393億6,600万円にとどまり、そのうち、公共施設の更新に必要な額は414億円で、投入可能な額は227億5,600万円しかなく、大幅な財源不足とされております。

本計画は、2017年から2046年までの30年間を計画期間としていますが、計画の実効性を確保するための公共施設等の数、延べ床面積等に関する目標やトータルコスト縮減平準化に関する目標などについての数値目標が設定されていないと認識しています。町はこのことについてどうお考えか伺います。

個別の長寿命化計画を策定しているもの、または策定予定のある施設は、どのようなものがあるのか伺います。

平成33年度まで、国においては、公共施設等適正管理推進事業債が措置されています。対象事業は1、集約化複合化事業、2、長寿命化事業、3、転用事業、4、立地適正化事業、5、市町村役場保全事業、6、除去事業の6つです。本計画の中で、方針を示しているものは、有利な事業債で推進されるべきと考えますが、現時点でこの事業債を活用する考えはあるのか、お伺いたします。

本計画の中では、長寿命化や統合廃止の推進については触れられておりますが、既存の公共施設を別用途の公共施設として活用するために行う施設整備、すなわち転用事業については触れられておりません。このことについて、町の考え方を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 那珂川町公共施設等総合管理計画についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、公共施設の数やトータルコストの縮減、またその平準化に関してなどの数値目標についてですが、本計画策定時点で、当町には156施設、395棟、面積にして約10万6,000平方メートルの公共施設と、道路や上下水道などのインフラ施設があり、それら全てを維持し、管理しています。これらを国の指針に基づき、今後40年間現在と同じ水準で維持するためには、全体で約530億円、公共施設だけで約186億円が不足する試算結果となりました。平成17年10月の合併後、今までに町民の皆様にご理解をいただきながら、施設の統

廃合を進めてまいりましたが、このような試算結果より、さらに合理的でバランスのとれた施設の統廃合や再編整備を進め、次世代へ大きな負担をさせないようにすることが、我々の役割であると考えております。

さきに策定いたしました第3次那珂川町行財政改革大綱に基づく推進計画においても、施設の検討を行い、統廃合や民間活力等の導入、さらには、廃止や譲渡なども含め計画しており、効果額を算出しているところです。なお、5年後には、検証と見直しを行うこととしております。

本計画と行財政改革推進計画の関連性から、これらをよりよく進めることで、実効性のあるものになると考えているところで、存続させていく施設については、今後個別に施設計画を行うこととしております。単に重複している施設、老朽化した施設を統廃合、再編していくのではなく、これまで、その施設が地域等で担ってきた役割などを踏まえ、住民の皆様と話し合い、理解し合って進めてまいりたいと考えております。

また、指針に基づく40年間のうち、更新費用が年10億円を超える年度もあり、単年度での対応が困難と考えることから、本計画の期間を30年とし、中長期的に対応することで、単年度支出を抑え、平準化させる予定です。なお、二、三年に一度、フォローアップを行い、また、年に一度施設の管理状況を情報共有し、町にとっての最上位計画である総合振興計画の実施計画に反映させ、計画期間の施設更新等に係る費用の不足額をゼロにすることを目標としています。

次に、2点目、長寿命化計画の策定済み及び策定予定の施設についてですが、既に策定済みは、町道の橋梁、町営住宅です。今後策定を予定しているのは、林道の橋梁、学校施設、下水道、農業集落排水で、それぞれの計画の中で、大規模改修や耐震改修、設備等の修繕を行って、施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

次に3点目、公共施設等適正管理推進事業債の活用についてですが、公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて実施する、公共施設等の適正管理に向けた取り組みを推進させるための事業が対象となり、この事業債の交付税措置率は事業区分により異なりますが、30%から50%の範囲であります。現在、那珂川町で発行している地方債は、過疎対策事業債及び合併特例債が主なもので、交付税措置率が70%と有利なものであるため、現時点での活用は考えておりませんが、いずれの事業債も対象事業が限定されるため、今後の事業におきまして、公共施設等適正管理推進事業債の発行が有利となる場合は、活用していきたいと考えております。

次に、4点目、公共施設の転用事業についてですが、施設の統廃合や再編整備を行う上で、施設の転用は有効かつ効果的な手法であると認識しております。過去には、旧小川健康管理センターを、小川図書館に転用した事例がありますが、法規制の解除や設置目的の達成、移転、転用のタイミングなどが調って行えるものと考えているところです。

前回の12月定例会に大森議員の一般質問でお答えしましたが、本来の役目を終え、普通財産となっている施設については、その利用方法の第1番目には、直接町が別な目的で利用できるかを検討することとしており、他用途に転用できるものは、積極的に転用使用し、施設の有効利活用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

[8番 益子明美君登壇]

○8番（益子明美君） 再質問をさせていただきます。

公共施設等総合管理計画、今後40年でこの資料によりますと、424億円をゼロ円に、ゼロ億円と書いてありますが、先ほど、町長から答弁いただきましたが、その分を減らさなくてはいけないという、とても厳しい計画になっています。単年度で10億円以上かかる施設管理費は、もうそれ以上はかけないつもりで行っていくのかなというふうに思っていますが、これをどういうふうに、本当に早急に進めて計画を立てていかななくてはならないかということが、一番重要な課題となってくると思いますが、延べ床面積等に換算すると、どのくらいの削減、何%ぐらいの削減になるのか、公共施設などは、数値が出ていましたら、お教えいただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 施設の削減目標については、その延べ床面積の数値は出していません。ただ、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、施設一つ廃止あるいは地域に譲渡するに当たっても、それぞれ地域の皆さん、住民の皆さんのご理解をいただかなくてはならない部分というのがございます。そういう中で、今現在、この公共施設等の総合管理計画と並列で町の行財政改革推進計画というのが策定されております。この計画の中では5年ごとに施設についても見直しを図っていく、方向性を出していくという観点で、計画を立てているものでございますので、そういう中で、こういった方向性を出していくかというのを、検討していきたいと考えております。したがって、廃止する施設の延べ床面積というのは算出はしていません。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 実際の実施計画はこれからということだと思えるんですけども、もうこの計画ができて1年たっておりますよね。この公共施設等総合管理計画は3年ごとに一度フォローアップしなければならないというふうになっております。そういうことからしても、早急に廃止するもの、それから長寿命化するものというのを振り分けて、やっていかなくてはいけないのかなというふうに思います。

先ほど1つ、廃止基準としての観点が示されましたけれども、そのほかに廃止の方向性の基準というのを、どういうところに求めていくかというのは、どういうふうにお考えになっているか、お伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 那珂川町の公共施設に関しましては、合併しておりますので、特に類似施設というものが多いためにあります。それと、老朽化して実際に活用頻度が少ない施設、公共施設等総合管理計画にも書いてあるんですが、廃止しても町民の皆様には大きな影響を与えない施設、こういうものについては、当然廃止の方向で見直しを図っていかねばならないのかなど。それから、先ほど申しましたように、地元へ譲渡、移譲できるような施設、これを地元のご協力、ご理解がいただけないとできませんけれども、そういうものについては譲渡、移譲を考えていきたい。例を挙げますと、地区の集会所的なものについては、できましたら、町の施設ではなく地元の施設として管理をしていただければありがたいと思っております。

現実的には今、管理はしていただいておりますが、大元の所有は町となっておりますので、そういう施設についても、地元にお引き受けいただければ違ってくるのかなど。当然、そうなりますと、改修等については、町の町単の補助金等を活用して改修するというところでお願いするようになると思うんですが、そういう面も含めまして、今言いました考え方、一線では基準は引けませんので、廃止しても町民の皆さんに大きな影響を与えないもの、老朽化して改修しても耐えないもの、それから譲渡ができるもの、そういうものについては、今後見直しをしていきたい、そのように考えております。

○議長（塚田秀知君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） それでは、その個別施設計画というのは、いつごろまでに作成する予

定であるのか伺います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 今現在、策定済み等のものについては申し上げましたけれども、これから、特に策定していかなければならない施設、福祉センター、体育館、図書館、それから風土記の丘資料館、公民館施設、それから広重美術館などがあります。こういったものについては、ほかの施設と比較して先んじて個別計画というのを策定していかなければならないと考えております。

新年度になると思うんですが、この個別計画の策定について所管する関係課と協議をしていきたいと考えております。その中で、いつまでにという年度もできれば出せればと考えております。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） この公共施設等総合管理計画を策定するに当たって、議会には特に議会と一緒に考えてという経緯がないわけですね。議会も町民も町も一体になってこの総合管理計画、どれを廃止してどれを残してどれを超寿命化するというのは、みんなで同じ方向を向いていかないとなかなか厳しいものがあるのかなというふうに思います。

町民の皆さんにとっては、個別それぞれ思い入れがある施設だったり利用頻度が高かったりとかということがございますので、町の本当にきちんとした基準を設けていただいて、それを丁寧に説明していただくとともに、議会にも一緒に考えていただくという委員会に提示していただいても結構ですし、そういった同じ歩調、歩みというのが必要なのかなというふうに思いますので、その辺はどういったふうにお考えになるか、伺います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 先ほども申し上げましたが、施設の数が相当な数になります。そういうことで、一遍に方向性を示すということはなかなか困難だとは思いますが、当然、議会のご意見、それから町民の皆さんの考え方、こういうものも伺わなくちゃならないと考えておりますので、ある程度、全部ではありませんけれども、単位的にまとまった時点で議会のほうにもご相談をさせていただきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） じゃあ、（1）については課長の答弁のとおりということで、承知い

たしました。(2)は、先ほどお伺いしたとおりであると思いますので、(3)のほうに移らせていただきます。

有利な事業債ということで、今回の公共施設等適正管理推進事業債というのが国から措置、平成33年度までというふうに聞いているんですが、もしかしたらそれ以降も同じようなのが出てくるかもしれませんので、現在、町が過疎債や合併特例債を使って、できるものはそちらでしていただいて、そのほかのもので適用するものは適用するというお答えで構わないと思うんですが、今回、平成30年度の予算に出てきていますこの庁舎の解体除去ですが、公共施設除去事業債というのが予算措置されておりますが、これも総務債ということで、過疎債というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長(塚田秀知君) 企画財政課長。

○企画財政課長(佐藤美彦君) 今回、3点目のご質問の中に6つの事業が掲載をされ、ご質問がありますが、この事業債につきましては、交付税の充当率がそれぞれ違っておりまして、①の集約的複合化事業につきましては、交付税の措置率が50%。②の長寿命化から④の立地適正化事業については30%。役場機能の保全事業については75%の30%ということですので、掛け合わせますと22.5%の交付税措置率。除去事業につきましては、起債は起こせませんが交付税の措置率はございませんので、当町で予定されている事業は合併特例債並びに過疎債に該当するものについては、そちらの起債を起こしたいと考えております。

ご質問の今回の庁舎の解体事業につきましては、合併特例債を予定いたしております。

○議長(塚田秀知君) 8番、益子明美さん。

[8番 益子明美君登壇]

○8番(益子明美君) 合併特例債がこの除去事業にも使えるということで、そちらの有利な起債を使っていただくということで了解いたします。

(4)の転用事業なんですが、現在、小学校で薬利小学校とか小川南小学校の活用がはっきりどうなっているのかというのは私も把握していないんですが、地域の住民の方たちの要望があるのか、それとも、地域の住民の方たちは何かほかに活用してほしいと考えているのか、その点、どういうふうにお考えがあるのか、伺いたいと思います。

○議長(塚田秀知君) 総務課長。

○総務課長(橋本民夫君) まず、2点ほど出てきましたので、南小学校のほうから申し上げます。

南小学校の施設の一部に関しましては、地元で使用したいということで、公民館活動か地

元で活用していただいている部分がございます。

それと、町の文書の書庫としても活用しておりますし、もう一つは、災害備蓄品を今3カ所に分散していますということで、前にお答えしたことがあると思うんですが、備蓄品の倉庫としても活用しております。

それから、旧薬利小学校ですが、なかなか地元のご要望に応えられるような活用に至っていないのが今のところの現状です。今後、立派な建物ですから、有効に活用できる方向を模索していきたいと考えておりますが、今の現時点では発掘調査等の事業の実施をそういう形で夏と、それからついこの間まで来ていましたけれども、冬と町の発掘調査事業にご協力をいただきながら、学生さんが実習を行うという形の施設に活用しているところです。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） わかりました。

活用はされているという状況もあるということなんですが、よく小学校はほかの事業に転用されているというのがほかの市町の例があります。例えば、茂木町の木幡小、それから大田原市の蜂巢小、蜂巢小カフェとかいって、すごくたくさんの方々が来てにぎわっている状況がありますし、福祉の施設として就労の施設としても活用されています。

茂木町の木幡小は、前にも一般質問で言ったことがあるかもしれませんが、昭和ふるさと村として体験施設とか宿泊施設として民間活用されて、木造の校舎というのはとてもリノベーションして使いやすいのかなというふうに思います。

そういった観点からも、旧小学校の活用に関しては、もし地元との協議が同じ方向を向いていけるんだっただらば、そういった事業に転用していけるということもあわせて、地元の方とお話し合いのもとに公募をしていくというのがいいのかなというふうに思いますが、そういった話を地元の方たちとはお話をされる経緯というのはなかったのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 閉校の当時に、地元の皆様のご要望をお伺いしたということとはございますが、それ以降の活用等については改めてお伺いをしていないというのが現状です。

ただ、まるっきり使っていないという形ではありませんので、今後とも地元のご要望をお伺いしながら、有効に活用できる方法というのを考えていきたい。

また、当然、公募はしたけれども誰もいなかったということがないようにしなくちゃなりませんので、その点も踏まえてよく検討をしていきたいと考えております。

それから、ついこの間ですけれども、3月3日に馬頭西小学校の閉校式がありました。西小学校については地元の皆さんが活用したいという希望をお持ちですので、できればそのような形に沿った形で活用いただけるように、町としても支援をしてみたいと考えております。

ただ、規模的に西小学校ぐらいの規模ですと、先ほど議員さんおっしゃったように、いろんな活用方法があると思うんですが、大きい学校、2階、3階建ての学校になりますと、全部を使っただけということになると、ある程度事業の大きい事業者の方に入っただけでなくならないという部分もございます。そういう観点からも今後、どういった活用が一番地元に対して、地元の皆さんに理解をいただくのによいかという部分も含めて、ほかの事例もあるでしょうから、そういうものを調査して、研究しながら検討してみたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 何年か前のやりとりと何か余り変わっていないような気がするんですよ。ですので、もう少し前にこういった計画、公共施設に関しての計画ができて、本当に財源が少なくて縮小していかなくちゃいけない、または、活用すべき、転用すべき事業があるのかどうかというのを検討しなくちゃいけないというところに来ていますので、そこはもう少しテンポアップして地元との協議を進めていただければと思います。

以上で、1の公共施設等の総合管理計画については終わりにします。

次に、馬頭最終処分場「エコグリーンとちぎ」について伺います。

昨年10月に、県は馬頭最終処分場整備運営事業を株式会社クリーンテックとちぎと事業契約を締結し、その後、12月の県議会において議決されました。正式に事業契約が成立しましたが、町は県からどのように報告を受けたのか伺います。

事業者決定に至る審査は、参加資格審査においては2グループでありましたが、入札書類審査時には1グループが建設する会社がなくなったことを理由に取り下げ届が提出され、結局、1グループしか参加しませんでした。

そして、残ったグループである株式会社グリーンテックとちぎの性能審査をしたわけですが、その審査結果は70点中34.88点でありました。このような点数で本当に大丈夫なのかというのが率直な感想であります。町長はこのことをどのように考えるか、所見を伺います。

事業契約書の中では、本工事に伴う近隣対策として、本工事着工日までに近隣説明を行う

ものとする場合があります。この説明会はいつごろの予定で、どのような説明会になるのか、伺います。

近隣対策とは、本工事の内容、作業時間等を近隣住民に対して周知させること及び車両の交通障害、騒音、振動、その他工事に伴う悪影響を最少限度に抑えるための対策を含むが、これに限らないという内容で示されています。事業者が近隣対策の不調を理由として事業計画を変更できないとありますが、住民の要望を聞き入れてもらえない説明会では意味がありません。最大限に住民に寄り添った説明会になるべきと考えますが、町の考え方を伺います。

環境保全協定の案は事前に議会に示されると聞いておりますが、いつごろの予定になりますか。また、住民に示されるのはいつの時点で、どのような形で示されるのか、お伺いいたします。

以上、2項目めの質問といたします。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） それでは、馬頭最終処分場「エコグリーンとちぎ」についてのご質問にお答えします。

まず1点目、馬頭処分場運営事業の事業契約締結についてですが、県からは事業の節目ごとに説明を受けており、事業契約の締結に当たっても既に県のホームページに掲載されておりますが、町には同じ内容が報告されております。

次に2点目、入札書類審査と性能審査の結果についてですが、益子議員ご指摘の入札書類審査には1社しか参加されていないとのことでしたが、入札参加書類の審査につきましては、県が実施する基礎審査、馬頭最終処分場PFI事業者選定委員会が実施する性能審査、価格審査の3審査によりグループを選考するものです。

入札参加審査には当初、2グループの参加がありましたが、基礎審査段階では2グループが審査を受け、記載された内容は県の要求水準を全て満たしていることが確認されましたが、当該委員会への性能審査の段階では、1グループから参加資格要件が満たせなくなったため、入札書類取り下げにより別グループのみ性能審査、価格審査を実施したと聞いております。

また、性能審査の結果でございますが、先ほども申し上げましたが、審査については基礎審査において入札参加者から提案された内容が県の要求水準を全て満たしていることを確認した上で、性能審査及び価格審査を行ったものと聞いております。性能審査結果による70点中の34.88点についてですが、この点数につきましては県の要求水準を全て満たし、さらに加算方式で評価された点数と聞いております。

町としましては、県が実施する民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律、PFI法に基づき執行されているものであり、コメントする立場にはないと考えております。

次に3点目、近隣説明についてですが、県は必要であると認める場合に、事業者の協力を得て、近隣住民に対し事業計画の説明を行うと規定されておりますが、今のところ、説明会開催の予定は伺っておりません。今後、説明会を実施する場合は、内容付きの報告があると思っております。

次に4点目、住民に寄り添った説明会についてですが、馬頭最終処分場整備運営事業事業契約書第16条第5項の近隣対策の不調として事業計画は変更できないということにつきましては、車両の交通障害や騒音、振動等の影響を最小限に抑えるための対策が計画どおりにいかないことを理由として対策を行わないこととしたり、県の承諾なく工事期間を延長することはできないなどを想定した内容と県からは伺っております。

説明会の町の考え方につきましては、これまで実施した住民説明会では、町民の安心・安全を第一に考え、丁寧な対応に努めてきたところですが、今までも町から県に対し、意見や要望等を伝えてきたところですが、今後につきましても、必要があれば同じ考えで取り組んでまいりたいと考えております。

次に5点目、環境保全協定の案についてですが、現在、素案を取りまとめ中でありまして、今後、まとまり次第、逐次、議会に説明をしてまいりたいと考えております。また、住民の皆様にも適切な時期にお示ししてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 再質問に入らせていただきます。

事業契約成立後、どのようなお話を聞かれましたかということだったんですが、事業の節目ごとに説明をお受けになっているというのは当然、そうでしょうかと承知しておりますが、この事業契約の内容についてお知らせいただいたというか知った段階で、町当局としては、何かこれはどうなのかなという疑問点とか質問とか、そういうのは一切なかったのでしょうか。そこの点をお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 事業契約の中身につきましては、契約の相手方とか計画期間

とか契約金額、施設等の内容、業務の範囲についてなどを伺っております。ただ、この事業につきましては、県の執行する事業でありますので、結果報告という形で伺っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 結果報告事業ではありますが、一番最初の経緯を申せば、町が要請をして、それを県が受けたという形から出発しているものでありますし、もっと町は積極的にこの事業に関して、町の立場で意見を言うべきだなということを常々申し上げてきています。

ですので、県がやる事業であるからとかということでの答弁では、住民の安心・安全というのは守られないのではないかというふうに、住民の皆様にもそういうふうにとられてしまいます。ですので、その辺は必ずきちんと聞くべきところというのは聞いていらっしゃるはずだと思っておりますので、こういうふうにお伺いしました。

全くこの内容に何も質問をせずに承諾したというふうには私にはちょっと考えられないのでお伺いしたわけなんですけど、その中で事業契約書の2ページに、事業スケジュール第4条というのがあります。ここで第4条の6行目辺りに、これらの要求水準を全て満たして法令等及び県と那珂川町等が締結する環境保全協定等を遵守して本事業を遂行するものとするというふうに書いてあるんですね。この県と那珂川町等が締結する環境保全協定等、この「等」というのは一体何なんでしょうか。

今まで環境保全協定は県と町が締結すると、議会の中では執行部の答弁はずっとそうでした。この「等」というのは、初めて私はここで見たんですよ。それは町はそういうふう感じていなかったとすれば、以前から県と那珂川町等で締結するというふうにお考えがあった、なのに、本議会での答弁ではそういうふうには言わなかったというふうにとられてしまいますので、この辺をご説明いただきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） その「等」とにつきましては、本来は町と県という形でございますが、その「等」とにつきましては、詳しいことはまだ正式には聞いておりません、実のところは。ただ、「等」とにつきましては、地元とのかかわりがあるのかなという話を聞いております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 今までと変わったということですよ、そうなる。これはいつの時点で変わったんですか。ずっと環境保全協定は私の議会の一般質問の中では、町と県が環境保全協定を締結するというふうにお答えしてきました。私は一番最初のころは、町ではなくて地元大字3行政区ではないんじゃないんですかというふうなことを言ってきましたが、そうではなくて、町は、町と県とで締結するというふうにずっと言ってきたんですよ。この「等」というのが地元行政区ということが入るのであれば、それはいつから変わったのか。そして、私の本議会の答弁とはどうして異なる答弁をされたのか、お伺いします。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） その「等」につきましては、実際に今回進めています保全協定につきましては、町と県のみでございます、実際のところは。その「等」につきましては、もしかしたら何らかのそういった事業者が……、事業者は入りませんが、何らかのものが入るのかなというところで、何か担保をつけたような形でやっていた感じはするんですが。中身につきましては、県のほうと聞いてまいりまして、回答したいと思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 最初、地元とおっしゃいましたよね。この「等」は地元が入るんじゃないかと。地元行政区、3行政区ありますよね、小口、小砂、和見と。そこが事業をするに当たって環境保全協定を本来結ぶ地域なんですよ。ですから、実際は本当はそこと町が結ぶじゃなくて、そちらと結ぶのが本来の姿ではないですかという私のずっと一般質問、過去においてしたところ、いいえ、町と県とで結びますと。それで今度は「等」が入ったことが、今は実際よくわからない、いや、地元かもしれない、というようなあやふやな答弁になっておりますので、ここはしっかり早く把握していただかないとおかしいですよ。

この「等」が入っているということを、要するに県から説明があるわけですよ。じゃなければ、質問しないといけないですよ。今まで県と町と環境保全協定を締結しますと言っていたんですから、この「等」が入ってきたのはどうしてなんですかと、町が県に質問しなくちゃいけない部分だと思います。それで、質問はされていないというふうに先ほど課長の答弁にありましたので、これは従来からどこかの時点で入ってきていた、だけど、私の議会の答弁ではそういうふうには言わなかったということの表れではないかと思いますが、いかが

でしょうか。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 申しわけありません。先ほどのちょっと曖昧な答えについては、再度、県のほうに確認をしまして、改めてお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

[8番 益子明美君登壇]

○8番（益子明美君） 私は最初から、一般質問の通告の中に事業契約についてというふうにはきちんと項目に挙げて質問を出しております。ですから、ここに事業計画の中身についてはしっかり把握されているのが当然でありますし、もし町としてわからないことを、疑義があることがあれば、そのときに説明を受けたんですから、正していくのが本来だというふうに思います。それがなかったということで理解してよろしいんですか。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） その中身につきましては、再度、県のほうと確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

[8番 益子明美君登壇]

○8番（益子明美君） ここ、大事な問題なんです。今まで言ってきたことがどんどん変わってきてしまうという大事な問題だと思うんです。ですから、この環境保全協定の中にあるこういった一つ一つのことにはきちんと丁寧にお答えいただいて、ましてこの契約書の中にあることについてはきちんとお答えいただいて、そして、まして環境保全協定は一番町にとっても町民にとっても大切な部分であります。それがどことどのように結ばれるかというのは、議会でも何度もやりとりをしてきておりますので、ここは早急にはっきりしていただき、本来だったら本会議中にこうやって皆さんとのやりとりの中で答弁いただくのが筋かなというふうに思うんですが、多分それは不可能ですよね。どういうふうにお答えいただけるのか、どういうところでお答えいただけるのか、お伺いします。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 回答につきましては、予算審査する前に県のほうに確認しまして、回答したいと思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

〔「議長、すみません」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 予算審査のときに報告します。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 予算審査のときに、丁寧にご説明いただきたいと思います。

この事業、いつの間にか事業名も馬頭最終処分場から名前がエコグリーンとちぎに変わっていたと。それは私たち議会議員であっても知らされていないんですよ。チラシを見て初めて知ったという状況は、これはいかがなものでしょうか。事業者自体が県であるといっても、常々この問題は議会でもきちんと話し合いをしてきて、環境保全協定についても勉強してきているものですから、きちんと事あるごとにこちらからぜひご説明をお願いしますということではなくて、積極的に説明していただくということをこれからもしていただきたいと思うんですが、そのことに関してはいかがですか。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 報道につきまして、2月の初旬のころであったかと思うんですが、県のほうからあした新聞発表、前に町のほうからは受けておりました。ただ、その報道については公表があってからという形でありましたので、益子明美議員が新聞で知った日が一番早くなったという形であります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 確かに新聞報道より先になかなか議会にお話しする機会というのは難しいかもしれませんが、新聞報道があつてすぐでもいいのではないのでしょうかね。そういったところできちんと事あるごとに県が町に説明をされているように、町も議会に説明をされるべきだというふうに思いますので、どうぞ今後もきちんとご説明いただけるように、よろしく願いいたします。

県が昨年6月に馬頭最終処分場運営事業の評価結果の中で、県の財政負担が、先ほど課長

の答弁にありましたけど、P F I 事業により27.5%削減されたというふうに言っています。県民の県税をより少なく事業負担等するという事は望ましいことかもしれませんが、そういったことよりも、那珂川町にとっては住民の安全・安心、そしてこの処分場を本当に建設させてくださいというときは、もう日本一安全な処分場をつくりますという宣言をされているわけですから、県がですよ、そういった安全性が重要であるということをごきちんとしていて、事あるごとに議会にもご説明いただきたいと思っております。

そして、この評価書の中で、受け入れ廃棄物は県内から排出される産業廃棄物、中間処理施設から排出されるものを含むを基本とし、具体的な種類は提案するとされておりますが、この提案、具体的な種類の提案とかという、提案事業にも絡んでくると思っておりますけれども、この提案に関して、町としては歯どめというのはかけられるのでしょうか。全てこの提案に関しては県の承諾であって、町への相談なく県と事業者で決められてしまうのか。それとも、環境保全協定の中で、この提案に歯どめをかけられる文言を付していくのか。町の考え方を伺いたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） この提案につきましては、中身については詳しいことについてはまだ聞いてございません。公表されています中身のものです、評価結果とか審査結果、こちらのものがございますが、自由提案、そういったものについては、今、SPCのほうで設計段階に入っているということで、中身についてはまだ聞いておりませんので、構想の設計が決まった段階で町のほうと県のほうと協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 何を聞いても答えられないと言ってしまうので、本当に何を聞いていいのかなというふうに思ってしまうんですが。もう本当に事業契約をされて、事業契約書があって、その説明を受けている町なんですから、本来だったらこういった私の質問にはたやすくお答えいただけるのが筋だというふうに思っています。ですから、今後はそのようなことがないように、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に1点、この事業者は飯坂クリーンサイトとあって、管理型の最終処分場を持っていますよね。その処分場の管理運営の中で、ホームページとか、あと通信を出しているんですよね。その通信が殊のほかよくできているなというふうに私は思ったんですけども、きち

んと、要するにどういった環境に影響があるのかということ、例えば場内の放流水、地下水、搬入廃棄物の環境基準とか、その数値を全て公表するようになっていきますね。その中には、放射能の管理状況も発表していました。

今回の馬頭処分場のこのことに関しては、放射能についての基準とか、また、そのモニタリングの中に放射能を測るとかというのがないんですよ、県が発表する環境保全計画の中に。それは御存じですよ。課長にそれを県にぜひ追加すべきと言ってくださいというふうにお伝えしていると思うんですが、そのことについては県にお話しただけでしたか。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 放射能につきましては、環境保全協定の中で話をしているところでございます。そのモニタリングにつきましても、その環境保全協定の中で決めていく方向で考えておりますので、その中で決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 全ては環境保全協定の中で、そして、その環境保全協定は本当に町と県とだけなのか、地元3大字なのか、そういうところもはっきりしていません。そういったことのないよう、今後は事業がどんどん進んでいく中で、住民の理解をきちんと得られるように、安全・安心な処分場の推進に町も積極的に努めていただきたいと思っております。

時間が残り少なくなってきましたので、最後の質問をしたいと思います。

外国人観光客（インバウンド）の誘客についてです。

町は外国人の誘客についてどのような考えや計画があるのか伺います。

2020年の東京オリンピックに向けて、近年増加しているアジア圏の観光客を那珂川町にも積極的に取り込むための施策として馬頭広重美術館のPRに努めるべきだと考えます。馬頭広重美術館は先日、第1回北関東インバウンドアワード銀賞も受賞され、とても名誉なことであると感じます。こういった受賞をきっかけにして、さらにPRを進めるべきだと考えますが、町の考え方をお伺いいたします。

3つ目として、県の観光推進協議会や八溝山周辺地域定住自立圏での他自治体とのインバウンド関連の連携体制の状況をお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 外国人観光客（インバウンド）の誘客についてのご質問にお

答えします。

まず1点目、外国人観光客の誘客の考え方や計画についてですが、現在、町内のホテルや旅館などの外国人宿泊者については、徐々にではありますが増加傾向にあり、鷲子山上神社においては年間を通じて外国人が訪れていると伺っております。

今後はより多くの外国人に町を知っていただくため、4月から6月末までの期間中、栃木県内でデスティネーションキャンペーンが行われますので、町を挙げてのおもてなしとして案内看板等の設置、外国語表示など、パンフレット等の外国語版の作成・配布、あるいはSNSを活用した情報提供なども一つの考えとして、外国人観光客の誘客に努めてまいりたいと考えております。

次、2点目、誘客のための広重美術館のPRについてですが、現在、東京オリンピックに向けてのアジア圏からの誘客等については、国や県の具体的な対応策がまだ固まっていない状況ですので、町としては国・県などの各関係機関との連携を図りながら、関係局の誘客に係る情報収集に努め、その際には町を代表する美術館である馬頭広重美術館も観光施設の一つとしてPRを行っていきたいと考えております。

次に3点目、県の観光推進協議会などとの連携体制についてですが、県の国際観光推進協議会は今年度、2市町が加わり、現在、全体で14の市町で構成され、会議は年2回開催されております。その中で、メディアへの紹介や情報提供、各市町のパンフレットやアンケート調査など、共有できる部分での情報交換などを行っております。

また、八溝山周辺地域定住自立圏は、栃木県、福島県、茨城県の8市町で構成されており、昨年度、英語、中国語、韓国語の3言語から成る海外版八溝マップを作成いたしましたので、首都圏などでのイベントの開催時に配付、活用させていただきたいと考えております。

あわせて、那須地域定住自立圏においても観光部会が設置されており、圏域内への観光客増加のための施策として、構成市町が一体となり、具体的な協議を進めていくことになっております。

今後とも、国際観光推進協議会及び各定住自立圏など関係団体との連携を深めながら、外国人を含めた観光客の誘客に努めてまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 時間がないのですみません。

産学官連携で先日、なかがわ学でもPR動画を発表されましたが、一番最初につくられたPR動画がとてすばらしかったんですね。ぜひそれを英語バージョンとか中国語バージョンとかにさせていただくということではできないのかどうか。それをユーチューブ等でアップさせていただくととても効果的であるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 帝京大学地域経済学科との共同により作成しましたPR動画につきましては、企画財政課が担当になるんですが、この場ですぐに英語版あるいはほかの言語での動画ということはお答えできませんが、できるような方向で検討をしていきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） ぜひよろしくお願ひします。

あと1点、先ほど賞を受賞しましたという話をしました。こういった賞というのは、世界各国でいろんな賞が、こういったものがあると思うんですが、世界の中での賞にどんどんノミネートしていくというんですか、働きかけていくということをする、仮に賞がとれたとすると、ガイドブックに載るという利点があるんですね。そういった今後も美術館のPRに努める中で、先ほど北関東インバウンドアワードというふうに言いましたけど、外国からそういった働きかけがあったときはやっていくというお考えはあるかどうかお伺ひします。これは美術館に関してのことなんですけれども。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほど北関東インバウンドアワード賞の話をお伺ひしました。私もその報告を受けたときに、実際、私も知らなかった賞でございます。益子議員はお知りになっていたかどうかわかりませんけれども。

それで、この賞もことしが第1回ということで、次年度以降、どのように発展するか、これはまだ未知でございます。ただ、このような賞はいろんなところで探せば相当数あると思います。ですから、その賞を発掘する賞ばかりでなく、ことしはデスティネーションですから、そういうツアー関連とかそういう中で、広重美術館を売っていききたい、それと、隈研吾さんの設計による隈研吾さんの出世作ということで、オリンピックの国立競技場とも絡めて、県内にも那須町、あるいは高根沢町にも隈研吾さんの作品の建物がございますので、こういうところをリンクさせて廻っていただく、このような企画も、町単独ではできませんけれど

も、連携してそういう中でやってもらいたいと思っております。

それと、広重美術館、今回の北関東インバウンドアワード、これは英語版のウェブサイトに関する賞だと私は認識しておりますが、広重美術館の学芸員は英語に堪能な学芸員が複数いらっしゃいますので、こちらへ来ていただいたときの対応は十分できると思います。

それと、ウェブサイトの更新、あるいはパンフレット、これも新しくして、今の外国の方に手にとってもらえる、あるいは見ていただける、そんなサイトにグレードアップできればいいのか、そのように考えております。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さんの質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時28分